

平成 2 7 年第 4 回 訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 2 日目)

平成 2 7 年 1 2 月 9 日(水曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 1 0 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番 上 原 豊 茂 君
 3 番 河 端 芳 恵 君
 5 番 工 藤 弘 喜 君
 7 番 川 村 進 君
 9 番 堤 三樹磨 君

2 番 須 河 徹 君
 4 番 山 田 日出夫 君
 6 番 余 湖 龍 三 君
 8 番 西 森 信 夫 君
 10 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	山 内 啓 伸 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	夏 井 宏 樹 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、山田監査委員、竹村農業委員会事務局長から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第10、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

2番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。本日の質問につきましては、大きくは2点の質問をいたしたいと思います。それでは、質問の通告書に従いまして、第1点目の質問を行いたいと思います。

まずは、建物建設事業の今後の方向について伺いたいと思います。

町長2期目においてですね、財政の実質公債費比率も非常に好転しており、町長の財政健全化対策も大いに評価されるところでございます。こども園も年明け4月には開園を迎えることとなり、3期目として大変順調な状況と思われます。そこでですね、今後予定されるだろう建設事業について、現在の検討および進捗状況を伺いたいと思います。

その中で特にですね、スポーツセンターについて、3月の定例議会において、建て替えの必要性、また、6月の議会においてですね、関係団体の協議を進め、事業規模、財源確保の検討を行うと答弁されております。北海道の耐震改修促進計画に基づいた耐震対策化においてですね、校舎、体育館を中心に昭和56年以前の公共建物施設のうちで唯一ですね、耐震改修対策が施されていない施設であると思います。利用者の健康促進、体力向上、スポーツの振興を図る施設でございます。利用者の安全、大規模災害時の避難施設とも考えられるところでございます。早急に対策が必要であると考えられます。これらの建物建設事業について、次の3点を伺いたいと思います。

1点目はですね、スポーツセンター建て替えの検討および進捗状況について伺いたい。

また、2点目には、図書館の増改築事業の建て替えの検討および進捗状況。

3番目には、多機能型グループホーム建設、長寿会館建て替えの検討および進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「建物建設事業の今後の方向について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、議員からは、6月の第2回定例町議会一般質問で「財政の安定化と建物建設財源の確保」についてのご質問をいただき、国の補助金、交付金が厳しい状況にあることを回答していますが、この間、さまざまな機会を通じ関係機関への要請活動や政策提案を行った結果につきましては、依然として前向きな制度が示されない状況にあることを前段でご

理解願いたいと思います。

それでは、1点目の「スポーツセンターの建て替えの検討および進捗状況」についてのお尋ねですが、スポーツセンターは多くの方に利用されている施設でございまして、スポーツセンター運営懇談会、スポーツ推進委員会、社会教育委員会を中心に施設の将来像について協議をさせていただきました。

各種競技、利用団体代表の方が中心ですので、機能面では大幅に拡充する意見も出され、全てを充足するためには膨大な事業費が必要となります。

そういったことから、議員も言われていました機能と事業費のバランスを均衡させ、利用者をはじめとした町民に理解いただける施設とするため、先進施設の状況確認や内部検討を進めている状況にあります。

一方、建設財源につきましては、前段で申し上げましたとおりでございしますが、先日行われた政党の移動政調会では各地から同様の意見、要望が出され、時間がかかっても取り組みを進めていくと回答されたことなどからは、政党として前向きに捉えていただいたと感じているところでもあります。

いずれにしても、大型の投資事業でありますので、国の補助金、交付金の制度拡充も見据え、財源充当率が財政状況に及ぼす影響を緩和するために、社会資本整備基金への積み立てを増額するなど可能な限り早い時期の建設に向けて、議会とも情報共有を図りながら進めてまいりますのでご理解をお願いします。

次に、2点目の「図書館の建て替えの検討および進捗状況」についてのお尋ねでございますが、図書館整備につきましては、平成23年に図書館振興計画策定委員会において図書館振興計画を策定し、本年は振興計画をより具現化するために図書館整備基本計画を策定したところであります。

また、平成23年、平成26年には隣接する用地を先行取得し、全体の敷地面積を約2,220㎡とし、新施設整備の準備は整ったところですが、1点目にありますスポーツセンターが耐震不適格建築物に診断されたことによりまして、喫緊に整備することが必要となったことや連続する大型投資が将来の財政計画にどのような影響を及ぼすのかを見極めることなど、現時点での図書館整備年次の決断が難しい状況にあります。

そういった中で、新たな図書館につながる各種サービスの拡充や活動の拡大、本年整備したインターネットサービスの充実などの基盤づくりに取り組み、今後も町民に身近で、求められる施設として各種活動を推進し、図書館整備に向けた準備を進めてまいりますのでご理解をお願いします。

3点目に「多機能型グループホーム建設、長寿会館建設事業の検討および進捗状況」についてのお尋ねがありました。

多機能型障がい者グループホーム事業所建設の状況につきましては、平成27年第1回定例町議会、第2回定例町議会の一般質問に対し、「民間と連携した中で実施することを公約とする」とお答えしていますが、事業主体であります民間のNPO法人が、本年10月6日に北海道から特定非営利活動法人として設立認証されました。

現段階のNPO法人の計画では、グループホーム事業のほか、生活介護事業、就労支援B型事業を一体化した多機能型障がい者支援事業所とお聞きしているところであり、今後、具体的な事業計画等について協議を進めてまいりますのでご理解をお願いします。

次に、長寿会館の建設につきましては、平成２７年第１回定例町議会の一般質問に対し「同じ場所に同じ規模の施設を建て替えることで町民福祉の向上のため、優先すべき課題であると捉えています」とお答えしたとおり、利用者、関係者の要望もお聞きした中で財団法人自治総合センターで実施しているコミュニティセンター助成事業採択に向けた要請活動を行ったところでございます。

今後につきましては、できるだけ早い時期の建設に向け、事業規模などが確定した段階で議会の皆さまと協議をさせていただきたいと考えていますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました３点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○２番（須河 徹君） ただいま、ご答弁いただきました中で、まず、図書館の改築事業においてですね、振興計画策定委員会から提言され、図書館の整備基本計画になっているというご説明でございました。図書館におきましては、昭和５９年から３１年ほど経過した建物でございまして、早急の建て替えが必要だという状況でございますが、この中でですね、町長は今いろんな町民の方の意見を聞きながら、これらの建物建設を行っていきたいというご答弁がございましたけれども、この図書館の事業におきましては、振興計画策定委員がですね、非常に多くの町民、利用者の意見、要望を集約して取りまとめているということでございまして、具体的には、大きくは５項目に分類して、それぞれテーマを設け、知識４４項目、仲間という取りまとめの中では４７項目、情報というところで１２項目、安心というところで７９項目、その他３項目、合計ですね１８５項目に及ぶ町民の声をしっかり整理されてですね、策定された状況にございます。それを基に整備の基本計画がなされているわけですから、非常に安心して、理解もできる建設事業内容となっていると思います。そんな中ですね、スポーツセンターの建て替えにおいても多くの町民の声が届いた施設建設でありたいと思っているところでございますが、ただいま、ご答弁の中で意見の要望、声などの集約について、一部ご説明がありましたけれども、具体的にですね、そのことを聞かれた人たちは理解できると思いますが、そのことをですね、町民の皆さまにどのように周知されていくのか、その内容を公開していくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 図書館とスポーツセンターの年度的にみての変更や緊急性の問題等について、議会の皆さんにご理解をいただきながら今、仕事を進めているわけでありませう。昨日の認定こども園のときの経費の問題、財源の問題、規模の問題、住民広報の問題等でもご意見をいただきましたけれども、基本的には、私が手掛けているゆめゆめ館もそうですし、それから、認定こども園、そして、スポーツセンター、図書館も、私が独自に新規に大型事業に投資するというよりは、老朽化したり耐震化で非常に危険な状態だということの中で、ある意味では、更新をせざるを得ない状況の中での事業だということですから、今あって、そして多大な成果を収めていながらも、残念ながらかなり老朽化が激しくなってきたり、それから、構造の耐震上、問題が出てきていると。それから、例えば子どもたちの数の減少等も含めて、保育所等の統合という結果として、こういった施設建設を順次、着実に財政等の見通しを立てながら進めていかなければならないというのが、この

施設ではないかというふうに思います。とりわけ、これから行われますスポーツセンターと図書館の問題です。私は3期目に本来でありましたら図書館を早いうちに建設したいというふうに思っていました。土地も購入し、そして、基本計画等が職員を中心として、もちろん答申もいただいているところでもあります。昨年のちょうど今頃ですけれども、スポーツセンターの耐震の結果報告が指名業者の中から行われておりまして、私が想像した以上に、すなわち53年に建設されたスポーツセンターが、訓子府小学校は49年でしたから、49年だと思えますけれども、その耐震結果よりも極めて厳しい結果が出て、震度5強の地震が来ると倒壊するとか、I S値で言いますと、かなり低い状況があるということがわかりまして、私どもの町は活断層のない町で、安全な町だということは、もう地質学的にも明らかでありますけれども、しかし、十勝沖や釧路沖の地震の余波が来るといふ点では、全く大丈夫なのかという点では、そうとも言えないということの中で何を優先すべきなのかということが、私の行政執行上のやはり課題として、考えなければいけないということがあったと。それで結局は図書館はボイラー等は59年建設ですから、スポーツセンターよりはかなり新しい、6年新しいわけです。だから、図書館はだましだましという言葉がいいかどうかわかりませんが、とにかく我慢していただきながら、答申をいただきましたけれども、やはり万が一のことがあって、何も手を施さなかったということになりませんので、順序を変えてスポーツセンターを優先的にやっていかなければならないだろうと。ですから、ある意味では、図書館については、私の3期目ではできない可能性が強い。実施設計までいったとしてもできないだろうというふうに思っています。それは、毎年のようにこういった膨大な経費を投入する事業が展開できるほど、うちの町はそんなにまだ豊かではないということでございますから、それでスポーツセンターをとということで決断しましたけれども、図書館で長く審議いただいて、答申をいただいた住民の代表の方々に、このことをどうやってやはり伝えなきゃいけないかということは、これは私自身が、その会議に出て、そして今の状況を適切に報告し、説明し、そして、ご理解いただきたいという説明をさせていただきました。これはもう明らかに出席された全員の方が図書館も急ぐけれどもスポーツセンターの状況もよくわかるので、町長まずスポーツセンターを優先してほしいというご意見をいただいたところでもあります。同時にまた一方で、それでは、スポーツセンターを建てるということになりますと、実際に使われている方や関係団体等含めて、先ほど言いましたように、スポーツセンターの運営懇談会、スポーツ推進委員会や社会教育委員さんのご意見をいただきましたら、それは早急に建てようということなんですけれども、さまざまな意見が出てまいりました。それで、多くは、まずは体育館施設を広く使えるように、現状のままのものを使えるようにしていただきたいということもさることながら、一方では、全道大会レベルの、バレーコートがちゃんと2面とれるような施設も必要なんだということも含めて、かなり競技団体も含めて、ご意見をいただいているところがございますので、それらも含めて、先ほど言いましたように、まずはこれらに類するような施設の今、全道の中での模範的な無駄のない施設の視察を職員たちを中心にして今、行っているところであります。まだ図面も書いたこともありませんし、位置の検討ぐらいしかまだできませんけれども、いずれにしても、これらの状況を見ながら、スポーツセンター周辺の住民の方に考え方をきちんと説明をする。そして、町民の中で説明をしていくということのをこれからの優先的な課題だとして、もちろん広報で周

知するというのもそうですけども、今、総合計画でどんな施設が必要かということのアンケート調査もやっておりますので、その結果なども参照しながら住民交渉で広報に努めたいと思っていますし、当然、まちづくり推進委員会や各種委員会、それから各町内会の代表の方々等の中でもいろんなご意見をいただきながら、スポーツセンターを私は今期中の私の最大の仕事だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいま、スポーツセンターについてのご答弁いただきました。その中でですね、やはり私は、町民の皆さまのしっかりとした理解をいただくということが前提の上でですね、建設事業を進めていくべきだと思っているわけでございます。昨日の一般質問の中の話ですが、今、町長の方から出ましたけれども、その質問の中でもですね、やはり事業の説明や情報の提供を求めるというような要望が出されておりました。私も情報が多いほどよいと思っております。例えば昨日のこども園についてもヒートポンプの是非と、どうなんだという質問がございましたけれども、私自身は環境保全、温暖化対策の一環としてですね、太陽エネルギーとヒートポンプの併用による環境にやさしい施設の建設、これが大きな目標となっていると思います。また、将来の化石燃料の確保と価格の問題、また、ランニングコストの問題を考え導入されたものと理解しております。また、木材の利用についてもご質問がありましたけれども、それにつきましては、人にやさしく温かい木のぬくもりを子どもたちに伝えたいという熱い思いがあったと思います。そして、子どもたちにですね、やはり、自然が大切なんだということを知ってもらうための、本当に素晴らしい施設じゃないのかなと思いますし、ただ、そのことの理解がまだ一部の町民の皆さんには、なされていなかったということがあったのかなと思うわけでございます。そして、私はその情報も大切でございますけれども、やはりこれからですね、非常に先ほど町長も申しましたけども、国の予算が整備されない中での事業につきまして、今回のこども園につきましては、そのために町長が年度末に、国会周辺を走り回りですね、多くの人に会い、しっかりしたこども園建設のために頭を下げをお願いしてですね、森林振興財源により4億円程度の財源確保をされた。やはりこういう情報もですね、どれだけやっぱり行政の方も苦労しているんだと、努力しているんだという情報もしっかりですね、町民に伝えていかなければ、これからのスポーツセンター、図書館、それから多機能型グループホーム等、各施設についてですね、根底からしっかり町民の理解をいただかなければ、非常に進めていきづらい、国の財源が豊富にある時代と違って、多分スポーツセンターと図書館等においては、ほとんどゼロに近い状況であるということからすればですね、非常に大きな努力が必要な事業だと思います。これについては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 須河議員がご指摘されたことにつきましては、まったくそのとおりだと。これは昨日、山田議員も言っていたとおり、より住民の理解を得る努力を第一義的にしていかなければいけないのではないのかということについては、ご指摘のとおりでありまして、まだまだ不足する部分があるとすれば、私どももさらに配慮しながら、これらについて丁寧に住民のご理解を得ていくという努力を一層これからも進めていかなければならないというふうに考えております。

こども園についても、教育委員さんや、いろんな方々に聞いていただいてもおわかりになりますけども、私どもはかなりの中で事業の情勢的な展開等、進めていく時期の問題や、あるいは住民広報等の中での限られた中での最大限の努力をしてきたという自負を私自身は持っておりますし、そのような認識もしておりますけれども、それが多くの町民にまだまだ不十分だとするならば、これを一つの反省点としながら、さらにこれからの事業の展開については一層努力をしていきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） これらの建設事業は、町長の仕事であると同時に、訓子府町の将来のために、やはり議会も十分理解してですね、力強く前に進めていかなければならないと思っているところでございます。いろんな施設についてですね、より多くの人の声を聞き、より多くの人に関心のあることをお願いしながら、協力を得ながらですね、進めていかなければ進めていけないという状況にあると思います。非常に予算確保が厳しい状況においては、やはりきちんとした町民の理解を求めることが大事になると思います。最後にですね、優先順位の話からすれば図書館については、ちょっと先送りになるのではないのかなというような話でございましたけれども、私自身、個人の見解を申し上げればですね、スポーツセンターと同じく、できればですね、多機能型のグループホーム、これについても同時、もしくは町長の任期内にやはりやっていただきたい事業かなと思っておりますので、そのことについて、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 新人の議員さんはあまりわかってないというか、状況がわからなかったかもしれませんが、少なからずこの多機能型グループホームについては、解散しましたけれども、福祉友の会を中心にして、それから、NPO法人のきらきら本舗等がこの20年来にわたって、今、全ての人が安心してこの町に、障がいのある方々も含めて住み続けていけるような施設が必要なのではないのかという要請がもう何年も前から私のところにも届けられておりますし、それから、一般質問の中でもいろんな議員の方が私の方に意見として出されてきました。しかし、これも町が直営でやるということにはならないと。少なからず町内の法人が事業主体としてやっていくことに対して、町も一緒になって、財源的な資金的な援助や土地の貸与等も含めて積極的に進めていきたいという答弁の中で今、私はこの3期目の中で障がい者の多機能の、すなわち、働くことや生活、住むことと、そしてある一定の重度の方も生活できるようなことにも何とか対応できるような状況の中で、この施設を進めたいという考え方を持っています。しかし、事業主体はあくまでもNPO法人、あるいは社会福祉法人が行うべきだということで要請をして、さらに、ある程度の中身ができてきた段階で町としての関わり方や応援の仕方をやはりやっていきたいというふうに考えておりますので、私も議員がご指摘のとおり何とか3期目の大きな事業として、町としても応援をしていきたいというふうに思っております。

さらに、冒頭の答弁でも申し上げましたけれども、長寿会館であります。これも昭和43年建設でありますから、47年たっているわけです。かなり老朽化が激しいし、もう畳もさることながら、壁、屋根等も傷んできていると。経過の中で町民の有志の方が四百数十万円か寄付されて、足りない部分を町で足して町の施設にして建てれというような経過

だったということ、いろいろ聞きますと出ています。役場を建てる時も、これから図書館をやろうとする中でも長寿会館と一緒にコーナーとして、交流コーナーとしてどうかという意見もないとは言えません。しかし、実際に今、利用している町内会の老人クラブ、中央長寿会等の中では何としてもあの場所で気軽に利用できるような施設を建て替えを町としてお願いしたいということが昨年の町内会連絡協議会の議決事項として町に要請してきているわけです。そして、同時に、特に利用している老人クラブの方々からも何としてもあの長寿会館を歴史も含めて建設してほしいという願いであります。これは私は事業主体はこれも町内会連絡協議会あたりに中心になっていただきながら、町から住民の管理にさせていただくということで、建設費はうちの方で、補助金は今、コミュニティ助成事業が大体マックス（最大）１，５００万円の補助金がありますので、これはいただくと。不足分のおよそ１，５００万円前後の部分については町費で支援をしながら、３千万円前後をもって、この建設をするということが私は中央長寿会や、あるいはその町内会連絡協議会の全町内会長さん方の全体のご意向として私は受けましたので、それをできればその補助金が明確になった段階で早ければ２８年度中に実施したいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○２番（須河 徹君） 以上、建物建設についての質問は終わりますけれども、やはり国の補助金、交付金が非常にゼロに近い状況の中ですね、大変苦勞される案件だと思います。やはりこのことについては、議会も一丸となって、訓子府町一体となってですね、進めていかなければならないと思っておりますので、今後とも役職員のご努力をお願いするところでございます。

それでは、２点目の質問に入らせていただきたいと思います。

２点目につきましては、基幹産業の農業発展と基盤整備事業について伺いたいと思います。

訓子府町は農地基盤整備、畜産振興事業など、農業のインフラ整備事業に取り組み、農民生産額は高く、各事業の効果の結果だと思っている次第でございます。

しかしながら、最近、気象変化が大きく、集中豪雨の発生が多くなりですね、河川の一部氾濫、または氾濫の危険の高いところなどですね、改修事業の早期着工、完成等が求められております。その原因としてですね、気象変動による集中豪雨の発生と、もう一つは、上流部の農地整備によりですね、土地改良が進み、急激な排水路の増水が原因であるという具合にされております。今現在、平成２５年から平成３７年までの間にですね、道営の基盤整備事業が１２０億円ほどの予算で始まっております。整地面積が２１６．５ｈａ、暗渠排水が１，０６９．４ｈａ、客土が６７３．４ｈａ、心土破碎が１，２５１．１ｈａ、附帯明渠が４，７５０ｍと非常に規模の大きな事業で、また年数も非常に長い事業となっております。補助率については、基本的には、国費５２％、道費２８％、受益者負担が２０％と、負担金においても決して安い金額ではない状況で進められております。これらの整備事業が進めば前段にありました集中豪雨の発生によるですね、下流域の河川、小排水路、農地内の明渠、治山施設の溢水、氾濫、土砂流入などでですね、下流部の生産性の非常に高い優良農地で表土の流出、土砂流入等の被害が発生する状況にあります。そのことについて伺いたいと思います。

まず、1点目はですね、基盤整備事業の排水対策をどのようにお考えになっておられるか。

それから、2番目としては、下流排水路の現状と対策を伺いたい。

3番目にですね、治山施設の機能の現状と今後の対策とこの3点を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「基幹産業の農業発展と基盤整備事業について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「基盤整備事業の排水対策の考え方」についてのお尋ねであります、町が維持管理しております排水路や小河川において、整備する場所としては、未整備区間、排水断面の不足する場所、そして既存の排水施設が壊れているところを基本とし、補助事業によって整備を進めております。

次に、2点目の「下流域の排水路の現状と対策」についてのお尋ねであります、現在、下流域の現状は、降雨による畑からの表土流亡などにより土砂が堆積している状況にあります。このようなことから、排水路断面を確保するため、多面的機能支払交付金事業を活用し、土砂上げを実施しているところであります。

次に、3点目の「治山施設の機能の現状と対策」についてのお尋ねであります、治山施設の機能は、沢地に治山ダムなどを造り、土砂をためることによって、山林内の浸食を防ぐことを機能としておりますので、既に整備された治山施設は、土砂が満杯状態となって山林が安定している状態と認識しております。

今後は、国や道の補助事業を基本に整備を考えておりますし、排水路と同様に施設が壊れた場合には補助事業を利用し、改修を行っていきたいと考えているところであります。

最後に、排水路や治山施設の整備につきましては、それぞれの補助事業を基本として整備することになりますが、現時点では大きな災害を想定した施設整備となっていないことから、最近の異常気象や大雨などに対応できる補助事業の設計基準を緩和するように、国や道に対し、要請を行っていきたいと考えております。

また、国や道が管理しております河川につきましても、引き続き継続的な土砂上げを行うよう要請をしていきたいと考えております。

以上、3点についてお答えをしましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいま、ご答弁いただきました。3点の答弁いただきまして、今、訓子府、高速道路ができてですね、付帯設備で実郷、協成あたりの河川の改修が大幅に進みまして、下流地域においては非常にその危険性が薄くなってきていると。非常に良い状況で進んでいるということでもあります。そんな中ですね、やはり今、非常に細かいところの話の質問になると思いますけども、基盤整備事業は根本的に農地内の整備をする事業でございまして、そこにおいては均平・暗渠等を、また、附帯明渠等を掘りますけども、その排水においては、農地以外から小排水路まで落ち込んでいくと。そのところの整備がですね、非常に現状では、この言い方がいいのかどうかは別といたしまして、統一されていないというか、対策について見えないという状況でありましてですね、これが非常に集中豪雨等において、非常に危険な状況になっているというように感じているわけでございますけれども、その辺の農地の附帯明渠等から地域の排水路、また、流れ、流末処理

等の整備について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 基盤整備の排水路の考え方の基本となるのは、排水路までの接続については、基本的に農地側で行うというのが、一般的な考え方というふうに思いますので、敷地的には、農地の横に町が管理している排水路があるということでありますので、基本的には、農地の所有している方が表面排水を排水路に接続するというかたちになりますので、基本的には、接続までは農地側が行うという考えであります。個々の場所で判断しなければなりませんので、単純に町の持っている敷地内に排水路がある部分については町が管理すると。個人の所有地内にある排水路については、基本的に個人が行うというような分け方というふうに思いますし、その個人に関わる部分の排出については、全て農業基盤の補助対象になりますし、逆にほ場内の排水路を整備する場合については、町の負担を伴うというかたちには補助事業的にはなっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 今、課長が説明されたとおりでと思います。それが故にですね、非常に整備ほ場から抜けた後の水処理については、非常に不安定な状況になっているというのが現実でございます。基本的に水は高いところから低いところへ流れるというのが原則でございます、上の方から落とし込んだ水が当然、下流部においてですね、集中豪雨等がくれば溢水、氾濫が起きると。今この中では非常にまだ大きな被害が出ていないと。また、そういうものを想定していないということでございますけれども、最近の気象状況を見ればですね、地域限定の集中豪雨等がありまして、早急にこの対策を打っていかねければ、本当に手の施しようがない状況になる可能性も大きいと思います。それについて、やはり行政を中心にですね、対策を打っていかねばならない時代に入ったのではないかなと思っていますので、この辺の検討をお願いしたいというところでございます。また、下流域の排水路は今言ったとおりですね、上流部の農地の整備が進めば進むほど、氾濫の危険性があると。特に局所的な短時間降雨量の増大がありまして、水量が増え、上流部より、先ほど言ったように、その中間部の整備されていないところから^{のりめん}法面の崩壊、土砂の流入、土石の排水路への流入等によってですね、排水容量、断面容量が少なくなってそこからまた溢水、氾濫の危険性が高くなると。これについては、地先の農業者等、また地域の地主等が自費、また、それから先ほどの整備事業も含めた中での対策を行っているというところでございますが、これはやはり根本的にですね、どうしたらいいのかという対策を立てる必要があると思うんですけれども、その辺についての見解はどのようなものでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 最近の集中豪雨等で表土流亡、それから雨も含めて、多く発生するというところで、平成20年と21年に道のお金を利用させていただきまして、農地の流亡対策ということで、農地防災機能増進事業ということで調査事業をさせていただいております。そのときに本町における表土流亡の要因、それから対策として、ワークショップ、構成員につきましては、その当時の実践会長、それからJA、そして土地改良区、そして町というかたちでワークショップを開催させていただいて、災害の要因は何か

ということで、いろんな部分の要因として、表現されております。その中の一つとして、気象要因、これについては、今、議員がおっしゃられたとおり平成10年以降の強い雨が頻繁に発生しているということでもあります。それから、地質的な要因としては、本町における地質的な要因として、緩衝力が低い、それから浸透力が低い、そういう土壤であるということが、表土が流亡しやすい。それから地形的な要因としましては、丘陵地帯が多く、傾斜が長いほ場ほど表土流亡が多いと。それと農地サイドとしまして、緩衝地帯、それから土留、土砂溜ですね、そういう場所の設置場所が少ないというような要因から表土流亡があるということでもあります。排水路の設計におきましては、基本的に雨の量を計算された排水断面ということでもありますので、それにプラス土砂が流亡しますので、プラスされるということでもありますので、対策としましては、表土流亡、土砂をどうやってとどめるのかということが基本になるかというふうに思いますので、これは負担も伴いますので、農業者の方の負担が多くなるわけでもありますけれども、先ほど出ていましたとおり今後、平成三十数年まで基盤整備はありますので、ぜひその中でやっていただきたいというふうに思います。その中では畦畔^{けいはん}の設置とか、それから緩衝地帯の増加とか、法面の保護、それと一般的に言います暗渠の排水整備、心土破砕、区画整備、そういうようなかたちでやっていただければなというふうに思いますので、やはりこれは農業者の皆さまの理解がないと表土流亡が少なくなっていくかと思えますし、行政的に言いますと今のはハード的な部分でありますけれども、ソフト的に言いますと多面的機能において緑肥の植栽、要するに後作の部分の植栽をするというような部分でも26年度から全町的にそういう制度を設けておりますので、ぜひご利用いただいて表土流亡対策についてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいまのご答弁いただいたんですけども、今、課長が言われたことは、これ多分ですね「大雨から農地を守るために」ということで、これオホーツク総合振興局から非常に今の話について、対策等が明記された書類がございます。この書類をもってしてもですね、やはり現実にはそうはなっていないと。例えば、上流部の畑地整備事業においてですね、下流部の排水路まで補助金が出てですね、整備ができるかと。今そこがまず今の段階では無理な状況だということも十分理解しているわけでございます。やはりその中で指をくわえて待っていると、先ほど申しましたように非常に生産性の高い農地がですね、土砂で埋もれてしまうという危険性が高くなっているということでございまして、これ対策等については、この後また後で伺いたいと思えます。

次にですね、治山施設の話でございますけれども、先ほどご答弁にありましたように、沢等ですね、水を止めたり浸食を防ぐということを機能としているということのご説明でありました。この治山施設は完全にですね、今多くの施設が土砂が満杯状態となっておりまして、治山の上にある、先ほど農地、もしくは大雨で流れてくる水がですね、土石を含んだ水を受け止められない治山になっているというのが現状であります。そのまま下流まで土砂が流れ込む、また流木があれば流れ込む、それだけの治山の施設であればまだよろしいんですけども、ひどい治山になればですね、治山サイドの^{のりめん}法面が削られてですね、基礎ベースが出てきて、いずれ崩壊につながるのではないのかなというような治山施設も見られます。それについては、やはりその下流にある農地等の地主がですね、自らの資金

をもってですね、何とかそうならないように補修しているという現状もございます。そういう面でこれについてもですね、やはり治山の不足等、非常に国の制約、道の制約もあって厳しいところもあると思いますけれども、この状況を打破するために、やはりいろんなアイデアを道なり振興局に持って行ってですね、解決策を早急に見つけていただきたいなと思うところがございます。先ほどの下流の排水路におきましても、例えば排水能力を30%上げるとすればですね、これ私、素人なので、この計算の仕方がいいのかどうかは別として、縦横高さ1m、1m³のものを高さ30cm上げることによって1.3m³になるのだろうと、単純に言えば30%の容量がそこで増えるだろうと。そうすれば恒久的な対策ではないですけれども、高さ30cm、幅60cm程度の畔^{あぜ}を設置することによって、しばらくの間は大きな被害を出さなくて済むのかな。それに対する事業がもしやれるのであればですね、今の既存の基準の中では到底そこはできませんけれども、そういうものやはり振興局、道なりに提案してですね、予算措置をとっていただけるように、ご努力いただきたいなというふうに思います。やはり時間もちょっと迫ってきたんですけれども、これらの地域対策は訓子府町だけの問題として取り上げますとですね、非常に理解が得られない。「我々は第一に海を汚さないんだ」と、「河川を汚さないんだ」と、「オホーツク海を汚さないんだ」という名目をもってですね、こういう事業のご提案をしていただきたいと思うわけでございます。そして、先人たちが育てた大変肥沃^{ひよく}な土地とですね、作物の生産高をしっかりと守ってですね、後世につなげていきたいと思っているわけでございます。また、長年にわたり、訓子府町はですね、非常に大きな金額を投入してですね、基盤整備事業をやってまいりました。それを天候異常だという理由だけでですね、むざむざ埋没させるのは非常にもったいないなと思うわけでございます。今一度ですね、異常気象に負けない防災対策を整えていかなければならないと思うわけでございますけれども、町長いかがですか、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 農業を基幹産業とする訓子府町です。年間生産総額が120億円前後を超えるに至った私どもの町の農業行政や、今で言うJAきたみらい含めて、あるいはまた生産者のご努力で管内でも生産額の高い町として君臨しているということは、もう須河議員もご理解しているとおりでございます。それは一方では、表の部分と負の部分がやはりありまして、基盤整備は平地から始まっていったという歴史があります。中段、そして上層といいましょうか、高台の方に至るに至っては、もうその流水溝や、あるいは河川のU字溝や、いろんなことではもうまかたしない、ちょっとした水量が多くなったり集中豪雨がくると一気に水が下流に流れていく。同時にまた、あまり言いたくありませんけど、畑の均平^{きんべい}ももうがんけのギリギリまで畑を耕していく。雨降ったら機械は大型化していく、そして土地が固まる、ドッと集中豪雨がくると表土はガッと下に流れてくる。これを町でやれということ自体が困っちゃう本当のこと言う。だけど、放ってはおけない。さらにまた新しく今回も穂波川や高園やいろんなところから要望、清住の方からも出ています。かつて河川だったものを埋めて畑にしている。それがどんどん地下水が流れて下が湿気が増ってきて生産量が上がらない。これも何とかしてほしいという状況の中で、今、頭を悩ましています。それから、森林の関係でいくと、さっき言った治山事業です。何度もやりました道庁とも国とも。例えば、鍋島の沢です。ゴロゴロ石が流れてくる。道庁は

治山でできたダムが埋まったのはこれで事業完成だと言います。事業完成だと言ったって上から石が流れてくるじゃないかと。何とかしてほしいという話をします。できませんと言います。それで何をやるかと言ったら、かごを積み上げていくわけですよ。それは河野の沢もそうです。こう言いながら、道庁も何としても今それをより現実的なものにしていくという努力を重ねておりますので、私はもう一点だけ言わせてもらいますけど、これは町長になってからもう特に紅葉川、北栄の山本さんのところは、いつも同じようにあそこは越水して、下流の方も含めて。被害で流れた部分は復旧するけども原状に復旧するだけだと。過去の歴史からいって30cm上まで流れているのに、どうしてここをいっぺんにやらないんだと言ったら、災害復旧というのはそういうものではないと言います。だから農水省に飛び込みました。おかしいって、現場主義ではないって、それをやれるようにしてくれと言ったら、自分でやれと言います。だから一部町の負担で最近では2千万円ほど負担しながら、できるだけ川を乗り越えないようなこともやりなさいということを私たちの方では努力しています。これらも含めて、10年間で平成24年から34年までかけて120億円のお金を投入するわけです。これはさっきのスポーツセンターやいろいろな話が出たが桁が違う。農業の町だということと、受益者負担が20%、それから町もいくぶんの負担ももちろんしています。だから、いろんな事業を展開しながら、要請しながら、見直しも求めながら、何とか現実に即した原状復旧をやっていかなければならないというのが私自身の仕事でもあると思っていますので、だから、やはり地元の農家の力と行政と道と国が一体になって現場を見つめながら、一定の予算投入をしながら、私はここを乗り越えていかなければならないなというふうに思っています。先ほどちょっとありましたけれども高規格道路ができたおかげで実郷地区やあの辺のそういう河川のうんぬんについては、かなり排水路も含めて整備されてきています。河野の沢も高速が通ったことで、もうあそこは下村運輸のところなんかあふれなくなりました。だから、いろんな事業も一緒に合わせ持ちながら、何としても農家の生産を上げていく。状況によっては、今回の農業のTPP関連で整備事業の補正が組まれるとか、新年度予算は増額するとかって。私はある意味では、ここを最大限に利用させてもらう。そして、少しでも前へ、地元の農家の人たちが安心して農業を続けていけるような状況をつくっていくというのが私の与えられた仕事だと思っていますので、一緒になってJAきたみらい、私ども訓子府町、北海道庁、それに開発合わせて、これからも声を出して要請し、そして実施していきたいと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） あと5分です。

須河徹君。

○2番（須河 徹君） 今、町長から答弁された、まさに私もそのとおりだと思います。ここですね、村口課長にお願いしたいのは、私が村口課長という言い方は、ちょっとおかしいかもしれませんが、私どもは、農業者というのは、非常に土木、排水に関しては素人でございます。今、道、国の予算がとれない中でですね、やはり訓子府町のこの排水に対して、農業者ができる範囲、また、町の排水路へつなぐまでの間、また、それ以降についてですね、一つのモデルのパターンをですね、例えば土留めをきちんとつけるんだ、沈砂池を造るんだ、暗渠排水、枡をつけて静かに水を落とすんだというようなモデルの私たちをつくっていただきですね、やはり地先の人たちにも理解を得ながら進めていくとい

うことが必要ではないのかなと。また、それと伴いながらですね、当然、道、国の予算を取りながら大きな事業は進めていくということでございます。その辺の何といいますかね、適宜のやり方等ご提案することがあればですね、提案していただき、できるだけ被害を少なくもっていくと。減災にもっていくということの、そのことに対してのお力添えをいただきたいと思うところでございます。

非常に話がいろんなところにいっておりますけども、これを持ちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、教育長にお尋ねいたします。

学校や地域における福祉教育の進め方と取り組みについて。

福祉教育は、終戦直後に子どもたちや地域住民を対象に展開された活動です。そのころから「ふ・く・し」には『ふ』だんの『く』らしの『し』あわせ」というメッセージが込められ、このことは憲法第25条の「生存権」の保障や、第13条の「個人の尊重」と「幸福追求権」につながります。町民の「ふだんのくらしのしあわせ」を守っていくためには、情報の啓発や広報だけではなく、日頃からの福祉に関する教育や学習が重要と感じますが、教育長の考えを伺います。

一つ目、本町の教育現場における福祉教育には、どのようなことがなされていますか。

二つ目、地域の中における福祉教育には、どのようなことがなされていますか。

三つ目、学校や地域の中で自発的なボランティア活動を広げるために、どのような取り組みを考えていますか。

四つ目、居武士小学校の「みつばちクラブ」は放課後の児童の居場所として福祉的要素が大きいと感じますが現況と今後の考え方について伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「学校教育や地域における福祉教育の進め方と取り組みについて」4点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「本町の教育現場における福祉教育」および2点目の「地域の中における福祉教育」についてのお尋ねですが、関連があることから、まとめてお答えをさせていただきます。

福祉教育についてですが「すべての人が、かけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い、一人一人が喜びを感じることができるよう、『ともに生きる力』を育む」ことを目標とした、社会福祉の理念に基づく教

育であります。

まず、学校現場では、障がいのある方や地域の人々と活動を共にすることにより、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことを学ぶことは重要なことであり、各学校においては、総合的な時間などを活用し、車いす体験や障がい者、高齢者との交流などの教育活動から、その生き方やそれぞれの状況を取り巻く課題を学び、互いの理解と関心を深める活動を行っております。

また、社会教育においては、学びを通じて、地域の人と人がつながり、町民一人一人が、心の豊かさを実感できるような社会をつくっていくことを目標としております。

地域においては、互いに助け合う活動が大切であり、そうした中で、本年2月に開催した「くんねっふ未来づくり大会」において、地域での高齢者福祉について、学び・考える機会を提供する事業により、地域福祉の充実に取り組んでいるところであり、今後とも地域資源を活用しながら福祉学習の場の提供を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3点目の「学校や地域の中で自発的なボランティア活動を広げるための取り組み」についてのお尋ねですが、子どもたちの福祉教育には、さまざまな体験学習や地域を学ぶ教育の推進が大切と考えております。

また、これらの教育活動を通し、福祉を支える人材の育成を図っていくことも学校教育として重要と認識しております。

各学校の活動の中では、各種の募金活動などを通しての社会貢献の意識高揚やまちのPR活動を通じて、地域の住民として意識を醸成させる教育活動を推進しているところです。

さらに、地元訓子府高校のボランティアクラブでは、社会活動の中心的担い手の養成の場として、さまざまな活動の中で着実な効果を上げていていると感じております。

社会教育においては、学校支援ボランティアとしてのスクールサポーター事業により、学校活動へのボランティア活動の推進を図るとともに、各種事業においてボランティアの方々と団体と連携した事業を展開し、ボランティアとしてのスキルアップに取り組んでおります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、共に支え合い、助け合う観点からもボランティアの役割は、ますます大きくなり、教育委員会といたしましても学校や関係団体などとも連携を図り、福祉教育の推進を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、4点目の「居小のみつばちクラブの現況と今後の考え方」についてのお尋ねですが、「みつばちクラブ」は居武士小学校の保護者が子どもたちがこの地域で安心・安全な放課後を過ごすことのできる居場所が必要との願いにより、保護者などの努力によって、平成17年4月に設立され、日ノ出地区ふれあいセンターにおいて、町の支援を受けながら、みつばちクラブの保護者の会が自主的に運営を行っております。

「みつばちクラブ」の開設時間は、平日は放課後から午後6時まで、夏休みや冬休みの長期休業中は、午前8時30分から午後6時まで開設し、昨年度の登録人数は16名で年間238日開設し、延べ1,545名の利用がありました。

指導体制は、指導員2名と今年度は障がいのある児童の介助に3名の介助ボランティアが交替で対応しております。

活動内容は、日常的には自主的な遊びや宿題、行事活動があり、また、今年度からは月1回、児童センター「ゆめゆめ館」との交流も行っております。

教育委員会といたしましては、今後も「みつばちクラブ」の自主的な活動を支援しながら、子どもたちが地域で安心・安全な放課後を過ごすことのできる居場所づくりに努めたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） 本来、福祉教育というのは、教育長が今おっしゃっていましたが、昭和26年に誕生しました全国社会福祉協議会の中で1960年代から福祉の啓発といいますか、広く国民に広めるために議論されてきた活動の一つだということは私もわかりました。福祉教育研究委員会というのを発足させて、その中で地域福祉が福祉教育に始まり福祉教育に終わるという、そういう経験値が語り継がれてきて今日にあるという、それはさまざまな専門家の人の文献から学びました。私があえてこの福祉教育の進め方を教育長にお尋ねしようと思ったのには理由がありまして、今、私たちの社会が少子高齢化がどんどん進んで介護の分野でも地域、地域という言葉がよく出てまいります。地域で助け合うんだと。地域にボランティアの人たちをもっと増やしていこうとか、そういう流れに、国の方針だと思うんですが、しかし一番疲弊しているのが地域であって、その中に突然地域でみなさいと言われても、きちんとした支えがなければ、仕組みがつくられていなければ、みんな戸惑ってしまっている現状だと思うんですね。それでこの福祉教育という活動が果たして社協とか福祉保健課の人たちだけに任せていいのだろうかという、そういう疑問が湧いてきまして、社会教育の計画書を見ましたが、どこの部分にも福祉教育などという言葉は出てきませんし、でも今回、社会教育の活動の中で福祉保健課とそれから社会教育課と一緒に一つ一つの活動をしようとしていることも、私たちの中でも活用させていただきましたけれども、これからますますですね、福祉がもっと広がりをもつという意味も含めて社会教育の進め方の中ですごく大事なのではないかなと。そういうことを感じましたので、今回質問をすることにしました。今、教育長の回答の中でも教育現場においても、これはすごく大事なんだよという通り一遍と言ったら悪いですが、私がいろんな文献の中で見ていたそのとおりの言葉をお答えになりました。それで再度伺いたいのは、私たちの町の、一つ目の質問にあります学校教育現場における福祉教育といわれる、そういう具体的な活動はどういうことを今まで行っているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 福祉教育に関連して今、学校教育現場でどのような活動を行っているかということですが、学校活動の中では、学習指導要領に基づいて行われるのが学校活動でございますけど、今の学習指導要領の中で特に福祉の部分で言えば、総合的な学習の時間の中で行うこととされておりまして、今、福祉という部分まで総合学習の中で行うということは明確には書かれておりませんが、特にうちの小中学校の中で先ほどお答えしたように、例えばやはりこれから福祉を支える人材の担い手というのは、子どもだということもありますので、その中でやはり子どもたちが他人を思いやる心とか、やさ

しさ、命の大切さを学ぶために、特に高学年において、先ほど言ったようないろんな活動、それは社会福祉協議会とも連携しながら、例えば車いすの疑似体験なんかは社会福祉協議会と連携してやっておりますし、それだとか高齢者施設との交流、さらには、例えば中学校におきましては、特別支援学級のお子さんがきらきら本舗のところに、やはり進学も抱えているということもありまして、そこの職場体験を行いながら、いろんな立場の中での教育活動を行って、それぞれの福祉の心を育むようなことの活動を今行っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） そうですね、よくある福祉教育の中に体験学習というのがありますね、子どもたちに車いすに乗ってもらって、あとはアイマスク、目隠しをして目の見えない人たちがどれだけ不自由な生活をするかということを経験してもらう。もちろんそれは体験としては必要なことかもしれませんが、それは障がいのある方たちがかわいそうだという、一つの特定の福祉観念は植えつけられるかもしれないけれども、障がいがあっても元気に暮らしていけるんだと。先ほど言った「ふだんのくらしのしあわせ」というのが、決して障がいがあることで幸せではないなんていうことはないわけで、子どもたちも今は五体満足で幸せなのかかもしれないけど、いつやはり人生においてどんなことが起きるかわからない。だから普通の人が自分の権利として普段の暮らしを、幸せな暮らしを営んでいく上で、やはり何らかのアクシデントがあっていつ自分がそういう福祉という施策を必要とすることがいつ起きるかわからないという、だから別にかわいそうな人のための教育ではなくて、自分たちも権利としてあるんだよということをやはり広い意味で教えていかなければいけないんじゃないかな。特に高齢化がどんどん進んで若い人たちが、子どもたちが、今の子どもたちが私たち老人を背負っていかなきゃいけないわけですから、そして普段の暮らしの中で核家族化がどんどん進んでいますので、高齢の方と一緒に、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らす子どもたちが大変少なくなっております。ですから、単純にこう、その体験として、一発で終わってしまうのではなくて、継続的なやはり子どもたちの中に福祉の大切さを学ばせるような教育が必要なんじゃないかなと思うんですよね。例えばそれは特別な講師を呼んで講演会を開くことも大事かもしれませんが、私たちの町にも、例えば生まれつき障がいがあって、車いすで生活している人もいますし、途中から交通事故とかいろんな事故で車いすの生活を強いられている方もいます。その方たちのやはり体験として、地元の人たちのそういう体験談を子どもたちとしっかり交流の中で教えていくという、お互いに学んでいくという、そういう方法もあると思うんですよね。教育の中で、学校、地域の中でボランティアのスクールサポーター事業ですか、これも本当にその事業に参加している方たちが子どもたちと触れ合うというのはすごく大事なことだと思いますけど、そういう中にやはり福祉の担い手を育てる意味でも地域の人たちにどんどん交流に参加してもらう。そういう現場の交流の仕方の方が現実的にわかるのではないかなと思います。それで先月でしたか、留辺蘂高校の3年生が留辺蘂の中学校にですね、福祉の学ぶ機会として、自分たちが高齢者との接し方の普段学んでいることを中学生に教えるという、こういう記事が小さな記事が載っていました。これも一つおもしろい、おもしろいと言ったら変ですけども、子どもたちが子どもたちに教えていく。自分たちの学んだことを教えていくという、これも一つの小さな広がりがあるんじゃないかな

と思いました。そういう意味で、「福祉の町」といわれている私たちの訓子府町が子どもたちの教育に対して何かこうちょっと教育の仕方がまだまだ薄いんじゃないかなというふうに今、伺って感じたんですが、今後の取り組みについて、教育長、どういうお考えをお持ちですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、議員の方からいろいろな福祉教育における学校での取り組みのお話もされたと思いますけど、私先ほど申し上げたのは学習の時間だけのお話で、確かに議員おっしゃるように体験だけではなくて、そういう継続的な取り組みが必要だというのは、まさにおっしゃるとおりでございます。それで学習時間だけではなく、例えば特別活動という児童会とか生徒会、さらには部活動とか、そういう活動の中でも福祉制度を学ぶとか、そういうこともやっておりますし、さらには、地域資源という部分でも先ほどお話したように、高齢者だけではなく、例えば子どもとの交流なんかも学校の中で、確か小学校3年生だったか4年生だったかあれですけど、保育園に行って、そういう子どもたちとの交流を行うとか、いろんな場面での異年齢の交流は学校で心掛けておりますし、例えば、地域資源の活用という部分で言えば、私たちもスクールサポーターだけではなく、その知識や経験を持った人に学校に来ていただきまして、いろんな体験談を語っていただくという部分も行っております。例えば今年で言えば戦後70年ということもございまして、戦争を体験された方に中学校に来ていただいてお話をいただいているとか、そういうふれ合いの中でいろんな思いやりとかやさしさとか命の大切さを学校活動で続けておりますので、これからも機会を捉えながら、そのような地域資源を活用した中での福祉教育に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） そうですね、教育長の今の言っているのもよくわかるんですが、きっとちょっと何か足りないなと感じるのは、もっと大きな目標が必要なんじゃないかと思うんですよ。子どもたちがこれからの時代を担うために、どういう子に育てていくかということを例えば教育委員会、社会教育課、それから福祉保健課がやはり日頃から話し合っていく中で、子どもたちの将来について、そのために何をしようかという目標を立てて事業を進めていけば、その積み重ねで子どもたちは思いやりが育ったり、やはり福祉というものの世界を知ることができるのではないかと思うんですよ。確かにやっていることは子どもたちがそういうふうに小さいときから高齢者のところに訪問したりしてますよというのわかるんですが、そのつながりが何か今のところ見えないので、やはりそれがこれから、福祉だけじゃなくて教育委員会と、やはりその職員たちがよく話し合うということが大切だと思うんです。そして、福祉を進める側の職員に対する研修とか、教育も必要なんじゃないかと思うんですが、その辺は訓子府町の場合、何か研修みたいなものは受けているんでしょうか。職員たちです。進める職員たちです。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 福祉部分で言えばさまざまな場面で社会教育の職員なりが、いろんな研修の中でそういう学ぶ場はありますので、そういった部分では、いろんな場面で学んでおりますけど、今おっしゃるようにこの福祉教育に関したもののだけではなくて、先ほど前段の西山議員おっしゃっているように、いろんな場面での社会教育なり福祉教育と

のつながりということは日常的にも話をさせながら、いろんな部分を進めていくようなかたちをとっております。それで今、少子高齢化の中で、やはり私は家庭教育というところが一番大事な部分もあると思っておりますので、それらを含めた部分で総合的に学校教育や社会教育だけではなくて、福祉部分も含めた中で、家庭教育の中でそれぞれ世代に応じて、そのような時代の要請の中でどうやっていくかということをこれからも検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） 例えばですね昨日、河端議員の中で必要な人が必要な情報を得るという、これすごく大事なことです。「福祉の町」訓子府といわれましても、確かに月に1度のビラはたくさんきますけれども、必要な人がどこでその情報を得るかという、こういうふうに考えますと、例えば福祉の部分で福祉の情報をただ置くのではなくて、町内ですね、みんなが集まる場所がありますね、公民館にしても、例えば信金とか、公共施設以外に皆さん町民の方が集う場所にやはり福祉の情報をきちんとわかるように展示する。それも一つの福祉教育の中のあり方、かたちとして別ですけども、あり方なのかなと思うんですよ。そういう町全体として、子どもたちの教育も、それから町民に対する、地域に対する周知方法もただビラを配るのではなくて、人が集まるところで周知していくと。それから、私たちが出前講座というのを1回やってみましたけど、そのときも福祉保健課の保健師さんが日頃から町民の方にやっている福祉事業と社会教育課の職員がレクリエーションとして皆さんに呼びかけるのと性質が違うなということを私は思ったんですが、見ていて雰囲気は違うんですね。それが一緒になるとすごくおもしろい組み合わせになって、地域の方々も福祉を受けるとなると重いんですけども、社会教育の中で皆さんに楽しんでもらおうという、そういう明るさが入っていくと、本当に思ってもみなかった効果が表れるということを実体験したものですから、やはり日頃から社会教育課、教育委員会、そして福祉保健課の方が常に皆さんで職員たちが話し合って、町民や子どもたちに対してどういうふうに福祉を広めていくかということを日頃からやっていけば、その積み重ねとして、やはり浸透していくんじゃないかなと思います。その辺について、これからもう本当に具体的にですね、皆さんの中で知恵を出し合って練っていただきたいなと思うんですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段の福祉情報を含めた中で、例えばいろんな場所でそういう情報を流した方がよろしいのではないかというお話ですけど、そのように今後も連携しながら努めていきたいと思っております。

それと議員おっしゃった部分で言えば、うちで言えば訓子府巡回講座という講座を本年度から福祉保健課の健康セミナーと連携しながら行って、地域の求めるもの、どのような方が集まった中で、どのようなことをやりたいかということをお聞きしながら行っている事業でございまして、先月の部分までで申し上げますと今年度で10地域で行われておりまして、もちろん議員の地域の日出なり、福野、旭町、それぞれ実践会なり町内会で、それぞれの地域課題とか予防するものを行っているというところで、確かに福祉ということに限らず、いろんなことでのそういう福祉と社会教育の部分でのコラボというんですか、連携をとった中で言えば、一定の成果を私自身は上げているのではないかと考えております。

す。これらを含めた中で一層、福祉部門と連携を取りながら、その辺のところを進めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） ちょっと範囲が広いので私自身もあちこち飛んでしまって、まとまらなかったんですが、最後にですね、教育現場ではなくて、これは元々が福祉保健課ということで町長に総論として伺いたいんですが、やはりこれからの地域社会、地域福祉といわれている時代を私たちが子どもたちも含めて乗り越えていくために、やはりどういった行政側の態勢づくり、それから地域との関わりを持っていったらいいのか、その辺も含めて町長に伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私のささやかな体験で言いますと北欧があります。これは例えば道に点字ブロックなんかない。進んだ国のヨーロッパと言われても点字ブロックなんかない。それは点字ブロックがなくても目の悪い方々が自立的に歩くということもさることながら、自然に手助けが住民の方が何の違和感もなくやっていける。それから信号が赤とか黄色になって、白いつえをついた方が渡っていた時には、信号が青であっても車が自発的に止まっていくという、こういうことが実は大事なのではないのかと。さらにまたデンマーク等でみますと、高校生になると年金があたったりですね、親に依存をしなくても自立的に生きていける社会とか、高負担の中でも行き届いた福祉がなされていくというのは、高齢者福祉にとどまらず、学校教育においても非常にやはりそういう制度としてきちんと福祉を位置づけていくということは議員ご指摘のとおり憲法第25条の生存権や第13条の関連からして人権教育においても非常に必要なのではないかと。最近どうも気になるのがやはりゆとり教育の反省と称して、やはり進路、受験体制の強化ということが強まってきていて、なかなか学校現場で組織的に福祉教育や福祉学習ということが、私が見ていてもちょっと気になる部分はあるなという部分はありますけれども、これはやはり日本の教育全体の中で、もっともっとそれらを大事にしていくという声を上げていかなければならないんじゃないだろうかというのが1点目です。

それから福祉は、行政、すなわち社会教育や公民館で成し得ることというのは限られています。最近、去年から、教育長が今話ましたように学校教育だけではなくて、社会教育において保健師たちと保健福祉と一緒にになって事業を進めて、地域で一体的になって福祉を考えるものにしていこうということがあります。

それから、関連の民間団体ですけれども、社会福祉協議会がボランティア活動ということをしつづけてありますけれども輪を広げながら着実にこれらについての活動を展開しているということが行政上の行政関連も含めた福祉教育や福祉活動ではないかと。私はもっとそれ以上に、もう一つは住民が自主的に行っている福祉活動もどうやって輪を広げたり質を高めていくかということがものすごい大事なんじゃないかと。そこには家庭もありますし、それから傍聴に来られていますけれども、及川さんたちがやっている大根の植え付けをやったり、収穫に幼稚園児に来てもらったり、これはあくまでも自主的なことでありますけれども、これらの住民自身の活動によって福祉の意識を高めていくということも、こういった国、そして、地方自治体、さらにまた、そこを形成している住民の皆さま方の活動が基本にあつてこそ福祉教育というのは、実り多いものになっていくのではないかと私自

身は考えておりますので、私の立場で言うならば行政の中でこれらのことを教育委員会とも連携しながら、もっと広く強く進めていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） そうですね、ちょっと時間が気になってまともになかったんですが、私も一つ目の教育現場ではできるだけ今の子どもさんたち、兄弟も少ないですし、やはり核家族だということもありますから、できるだけいろんな人との交流とかふれ合いを体験してもらう。そこから学ぶ福祉というものをやはり教育現場に携わる大人たちが考えてやって進めて、継続していったほうがいいなと思います。それから地域の中、これは各地域によってもものすごく差があります。でもどの地域もまずは楽しく集うことだと思います。本当にそこから始まります。だから福祉の情報も10人集まった中で、あの人がこうだ、この人がこうだと言っている中で、実はこういうこともあるんだよという会話の中から、その情報が伝わるということが一番直結だと思うので、まず地域の中で楽しく集うこと。そして行政がもしやれるとしたら、その集う場所を考えてあげることだと思います。その繰り返しの中で人と人とが学び合って、やはり知り合っていくんじゃないかなと思います。

4点目のみつばちクラブのことですが、これは発足とか、そういうのはわかっていたんですが、今、生徒数もかなり少なくなって、そしてみつばちクラブの、確か聞きましたら登録戸数ですね、戸数が今現在10戸で13人の生徒さんが登録しているんですが、今年は入学者がいませんし、子どもたちも大きくなりますと、少年団活動とか、いろんな活動の幅が広がって、なかなかみつばちクラブに通う、実際に通う人たちが減ってきていることは減ってきているんですね。ですからみつばちクラブの運営も厳しくなっているということを伺いました。その辺、運営的な問題も含めてですね、町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） みつばちクラブに関してのご質問でございますけれど、今年のみつばちクラブの児童の登録数は14名でございます、その中で先ほど言いましたように日々平日は放課後から6時まで活動しているところでございます。それでみつばちクラブの発足の部分でのお話を前段申し上げたように、保護者を中心として放課後の居場所づくりという部分で自主的な今、運営をしております、発足当時は児童数も多くてですね、ある程度、自主運営の中で自助努力しながらやってきたところで、町としても指導員の部分で支援してきたところであります。それで議員おっしゃるようにみつばちクラブというか、居武士小学校の児童が減っている中で登録人数も少なくなってきて運営自体の財源というのが、減ってきている中で非常に厳しい状況ということは私たちも聞いておりますし、教育委員会としましては、これからもその自主運営を大事にしながらですね、できる限りの支援は行っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） そこに関わっている人たちも地域の方々ですので、例えば来ていなくても、あの子今日はどうしたんだろうねとか、あの辺でうろうろしていたねとかという会話の中でやはり見守りも深く関わっていますので、今後、居武士小学校の今後の成り行きもみながらですけども、みつばちクラブはやはり保護者の中でもなくしてほしくないという声が多かったので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

姉妹町交流事業の効果と課題と今後の取り組みについてです。

私の通告文に訂正がありますので、訂正をお願いいたします。上から3行目の「葉山町」と書いてありますが「旧葉山村」です。それから、その下3行目「職員交換交流」とありますが「職員人事交流」というふうに訂正をお願いいたします。

旧東津野村と本町との姉妹町の調印は平成13年5月に交わされ、その後、旧葉山村との合併で津野町が誕生してからは菊池町政のもと、交換留学生派遣や職員人事交流など、一層両町の絆を深めるべく事業が現在も継続されています。これらの交流事業による効果や課題、今後の取り組みについて、町長の考えを伺います。

一つ目、姉妹町交流事業の大まかな経緯と効果、課題について伺います。

二つ目、今後に向けた取り組み方針を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「姉妹町交流事業」について、2点のお尋ねがございました。

まず、1点目に「姉妹町交流事業の経過と課題」についてお尋ねがございましたけれども、津野町との交流の始まりは、ご存じのとおり平成5年に当時の橋本高知県知事に交流市町村の紹介を依頼しましたところ東津野村、現在の津野町から交流の意思表示がございました。

翌年以降、訓子府町長と東津野村長の相互の訪問、小学生の派遣交流、農業者の来訪受け入れを行うなどお互いの信頼関係を深め、平成13年3月に両町の議会の議決を経て同年5月に「姉妹町」の調印をし、今日に至っております。

調印後も、よさこいソーランの公演、小学生の交換留学、農業者および商業者の産業交流、職員の相互派遣による人事交流、消防団演習の参加交流、姉妹まち災害時等相互応援に関する協定の締結など多岐にわたる交流を行い、これまで両町合わせて延べ600人を超える交流が行われています。

本町の今日の発展は、先人の苦勞と偉業の礎のもとに成り立っており、その先人の故郷の一つの町である津野町との交流は本町の歴史と文化の源流を肌で感じることができる貴重な機会であると思われま

平成24年度からは職員相互の派遣による人事交流が始まり、派遣職員は公私を通じて派遣先の地域に溶け込み、お互いの町に大きな刺激を与えております。

現在派遣している職員の評価についても、先日、池田津野町長に直接確認いたしました非常に高いものがありました。環境を変え本町にいただけでは得ることができない経験は確実に職員を成長させており、その意味においても姉妹町の交流効果は大きいと感じております。

一方で、農業者や商業者同士の産業交流の分野においては、農業の規模、生産する農産物、商工業のおかれている環境の違いなどが影響し、一過性の交流になっていることは否めない状況です。

この産業交流の分野をいかに活性化し、お互いの町にとって交流のメリットに発展させていくのが当面の課題となっております。

2点目に、「今後に向けた取り組み方針」についてのお尋ねがございました。

一定の評価が出されております職員の派遣による人事交流については、協定に基づき平成33年度まで継続する予定です。

また、津野町交流事業推進協議会を通じた各種交流など内容に工夫を加えながら継続してまいりたいと思います。

課題となっております産業の交流ですが、先月の11月21日に津野町を表敬訪問した際、今後津野町のふるさと納税の返礼品に本町の特産品を採用していただくお願いや両町の特産物の強みを生かした新たな特産品を共同で開発してはどうかなど協議をしてまいりました。

また、開基120年を記念し、より多くの一般町民の相互訪問、さらに、津野町古式神楽を代表とする異文化交流などを実現したいと考えております。

交流効果は一朝一夕で発現するものばかりではありませんが、今後どのような方法で両町の産業の発展につなげることができるかを最優先課題として、丁寧に議論を重ねながら姉妹町の交流を推進していこうと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） 最初にですね、今、町長のご答弁の中にありました津野町交流事業推進協議会について若干お尋ねしたいと思います。この協議会の発足のいきさつとどういう方たちで構成されているのか。その点をお伺いします。

それと交流事業のこれはその協議会に対する、町からの交付金事業ですから、あまりこちらの方からこうした方がいいとかというのは言えないのかなんて思いますけれども、例えばこの協議会はいつでもどういう人たちでも入ることができるのか。

それから協議会に対する交付金、大体予算を見ますと100万円前後で毎年交付金として出されていますが、JAの助成金もある年とない年がありますが、その辺も含めて運営の中身の方も簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、姉妹町交流事業推進協議会の関連で何点かご質問がございましたのでお答えしたいと思います。

協議会の発足につきましては、確か平成10年9月1日から規約が施行となっておりますので、平成8年の開基100年のときに交流が始まりまして、その後、事業を進めていくにあたって平成10年から規約を定めて協議会が設けられております。

それから、構成メンバーでございますけれども、町長が会長、それから議長が副会長、それから委員として商工会、JA、それから文化連盟の会長、それから青年代表、婦人代表、それから高知県人会代表、それから一般町民の代表ということで、現在、一般町民の代表としまして、農民連盟の委員長さんとそれからJAきたみらい女性部の訓子府支部長さんに入っております。

それから、誰でもこの協議会の方に入れるのかというお尋ねでございましたけれども、一応、規約の中でですね組織について規定されておまして、その中で町長、議長、それから商工会代表が1名、JAも1名、そういった人数の決めもしております。最後の一般町民代表の方については2名という規定になっておりますので、これ以上、人数を拡大す

るということになれば規約を改正しなければいけないということで、現状の中では誰でも自由に協議会の方に入れるということにはなってございません。

それから、予算の関連でＪＡからの助成金がある年とない年があるということですが、ここ数年はいただいておりますけども、ＪＡの方の地域振興というんでしょうか、訓子府地区のですね、そういった予算の範囲内で例えばいろんなジャガイモシストセンチュウ対策だとか、そういうのに使われていると思うんですけども、それらの対策の関係で予算にゆとりができたときに、うちの方にも若干助成いただいているというのが実態なんですけども、この対象としましては、本町から津野町での産業祭などにジャガイモ、それから玉ネギなどの物産を送っておりまして、それを町民の方たちに配付したりとか、ＰＲをしていると。それから本町から農業の担い手の方たちを産業祭の方に派遣しておりますので、そういった経費を対象にですね、ＪＡの方から助成いただいているということになっております。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○１０番（西山由美子君） そうですね、産業祭に初めて参加しましたが、向こうの津野町の町民の方たちに手配りしたんですね。イモと玉ネギと袋に入れたものをすごく皆さん喜んでいらっしゃったんですが、今回私は公費で表敬訪問ということで、公費で行かせていただきました。５年前は議員で積み立てをして行ったんですが、そのときは神楽を中心に拝見させていただいて、あまり町の中をゆっくり見るという時間もなかったんですけど、今回、公費で行ったんだから、やはり何か津野町から良いものを町民の方に示していかなきゃなと思いながら３日間あつという間でしたけれども、一緒に行きました野菜倶楽部の農家のお嫁さんたち５人がですね、ものすごい活躍をしました。彼女たちのエネルギーの高さにもう私も圧倒されながら、ついて行くのがやっとだったなんて思いながらすごく良い面もたくさんいただきました。産業祭でも丸太切りに参加して訓子府の女性たちの元気をアピールして、とてもよいことだなと思いましたし、帰るときに、朝早くの出発だったにも関わらず、津野町から２０人以上の方たちが見送りに来てくれまして、その５人の女性たちの一人がもう早くから涙ぐんで、やはりそういう町民の交流というのが初めて行った人たちは特にすごく感動が大きいのかなというのは、懇親会の中でも北海道のこの広い土地に住んでいる私たちと津野町のあの狭い、山と山との谷間の中で暮らしている方たちと全く違う環境なんですね。だからお互いにお互いの町がいいねという、だって北海道広いだけで何もないしょと言ったら、その広さがうらやましいってみんなに言われました。だから牧場なんか、あの広いところもったいない、もっと何かしたいと私たちは思うんだよって。私たちはやはり津野町のあの独特の景観と人々のつながりの強さ、それから、きっと狭い道路を高い山に向かって何回も送っていただいたときに、何ていうんだろう、厳しい環境の中でみんな力を出し合って生きているという、その暮らし向きも学ぶものがたくさんありました。それでやはりこれから協議会の中で交付金の活用は進められていくんだと思いますが、ぜひお願いしたいのは、課題の中に農業交流のことがあげられてありましたけれども、産業のことですね。ぜひですね、毎回初めての人を送っていただきたいと思うんです。やはりこういう機会がなければ、そういう自分たちと環境の違うところになかなか行けませんので、若い人たちも含めて、やはり毎年初めての、行ったことのない人たちを送り出してほしいなと。公費で行くので、その方たちの感想も含め

て、やはり事後の町民に対する広報も必要かなと思いました。その中でですね、私が一番感動したというか、初めて気づいたことが一つあります。それは、いろんな視察をしましたが、その中で多分、私たちだけ、野菜倶楽部の5人の方たちは行っていないんじゃないかと思うんですが、「森の巣箱」というところに連れて行ってもらいました。「森の巣箱」って何だろうと思って、鳥がいっぱいいるのかななんて思いながら行きましたら、そこは床鍋地区という、町の中心から5kmほど離れた、日出地区ぐらいのところですね。でも山と山に囲まれていて小中学校もなくなり、お店もなくなり、その地域の人たちはもう今100人足らずですね。本当に孤立している地域なんですが、その詳しいことは町長がよく知っていると思うので、その「森の巣箱」について、残り時間は少ないですけども、私はすごく感動して、これをうちの町に何とかして生かせないかなと思って帰ってきましたが、ちょっとその詳しい説明を町長に5分ぐらいでいいですのでお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 「森の巣箱」は床鍋地区という寒村のかつて冬の時期は冬の孤島と言われて陸続きがなかったという、そしてそれは知床の地の果てとよく似た位置的に言うそうですね、津野町の中でも寒村の中ということで、トンネルを造っていくということが行政的な課題と地域の課題で、トンネルが開通したことによって1年間を通じて、あそことの交流ができるようになったという、特異な地域だというふうに言って構わない。それから集落的には非常にコンパクトですけども、自治活動がとても活発であります。小学校が津野町は今3校、昔は床鍋地区にも分校といいましょうか、学校がありまして、その廃校校舎をどうするかということを地域の中で職員の前総務課長の援助や支援もあったんでしょけれども、地域の自治活動を基本にして学校の校舎を自然のままに残してやっていこうと。改築だとかそういったことはできるだけ少なくして昔の木造のままの良いところを残しながらやろうと。そして、その1階は売店があります。これもあそこの代表の方が床鍋地区の中心になっている方が大崎さんと申しまして商工会の事務局長をやっている方ですけども、その奥さんが中心になって、そこで受け入れや、それから地域のパートさんも含めて、宿泊も行っていると。森の環境とそういった自治活動を基本にしながら、草刈りから何から全て地域の高齢の方々が中心となって行っていて、もう月に何回かお祭りをやるわけです。ホテルまつりなどはもう非常に町外からも多くの方が来られたりして、本当に生き生きと、おそらく平均年齢が70歳ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、そういう中で頑張っている一つのコミュニティーだと。宿泊もかねた民泊施設といったらいいんでしょうか、しかもそれは廃校校舎を中心にして、その床鍋地域の方々の生活の拠点になっているというところがとても素敵だったんじゃないかなというふうに私は思います。二度ほど泊まりましたけども、大変いい環境でいい場所だなというふうに思っていますし、何よりも住民の目がキラキラ輝いているのがとても素敵だと思っています。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） そこに突然私たちが泊まりましたら、金毘羅さんのお祭りの後だったんですね、もうごちそうもなかったですし、多分帰られた方もいて、15、6人ぐらいいらっしゃったんですが、もう町長は大モテでした。抱きつかれたりして。ここは一体何なんだろうと思いました。本当に古い木造の校舎です。その真ん中にそのコンビニというんですか、村の人たちが本当に必要な最小限度のものが売っているんですね。その

隣りにちょっと小高い、そこが夜になると居酒屋になるという話でした。日頃からその地域の人たちが集まっているんですが、後で思って調べて、これはもう全国的にもものすごく有名で今、本当に100人を切った住民たちで高齢化率は43.8%とありました。ところが年間約3千人ぐらいの方たちが利用しているんですね。もう町長も二度泊まりましたとおっしゃいましたが、教室を宿泊所になっているんです。後で思ったんですが、菊池町長はずるい人だなと私は思いました。なぜかと言うと、とってもそんないいところを何回も見てきているし、多分、津野町以外にも、そういう町民が集まるところをたくさん知っていると思うんですが、なかなか訓子府町にそれを、町民が自主的にやらなきゃいけないのかもしれませんが、本当に私はそんなに立派じゃなくてもいいから訓子府町にそういうところがほしいなと余計切実に思ったんですよ。私たちが宿泊した「葉山の郷」にも別に小さな小屋がありまして、そこでコーヒーとか軽食を売っているんですけど、そこも朝早くから町民の方、特に男性の方が多いですね。コーヒーを飲みに来たり、ごはんを食べに来たり、そして後で姉妹町交流の職員に聞きましたら、葉山は朝食は外で食べるという文化があるそうです。そこに合わせて朝食を用意しているんだよというお話を聞きました。全く違う地域ですが、でもそこに住む地域の人たちが求めているものは、そんなに変わらないと思うんですよ。ですから、観光地である高知とは訓子府は比べものにはなりませんけれども、訓子府ならではのやり方でそういう集いの場をやはり今後住民と一緒にあってですね、行政も考えてほしいなと。津野から帰ってきてずっとそのことが頭から離れませんでした。それで津野の場合は、これが一つの観光のメインとして全国的にもものすごく有名になっているので人を呼び込むという一つの産業になっているのかなと思いますが、訓子府町は訓子府町ならではの、昨日、山田議員のご長寿サロンですか、あれ私とても回答が楽しみだったんですが、やはり行政としては、そんなに進んでいない。私はやる気の問題だと思うんです。ご長寿サロンとおっしゃいましたが、もう町民サロンとして・・・

○議長（上原豊茂君） あと3分です。

○10番（西山由美子君） ごめんなさい。町民サロンとして、あの和室を全面的に開放してやってみるということから始めたらどうかなと思いますが、ちょっと枠が外れましたけれども、津野町に行ってそういうことを学んできました。これからもこの津野町との交流事業は職員も含めて、町民がもっとこの底辺の部分で、行政に関わる人たちだけが行くのではなくて、普通の町民たちがやはり体験して行っていただけたらなと強く思いましたので、その辺どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 解答はいらないんですか。

○10番（西山由美子君） すいません、あと3分ありますので、そのことを含めて町長の回答をお願いいたします。すいません。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 手短に言います。まず、来年は120年です。議会のご了承をいただきましたら、40人から50人規模の一般の公募で町民を津野町に派遣したいと思っていますし、底辺を広げるということと、この間の共通のお話の中でもさせていただきましたが、何とか両町の産業のコラボができないかということも一つの行政課題とし

て、これから進めていかなきゃならないと思っています。

それから、具体的な「森の巣箱」の床鍋地区のお話がありました。町長はずるいと言われましたけども、本当にそうですね。あそこが一番楽しい場所でもありますけども、あそこは今、派遣している坂井毅君がよく言います。非常に理屈っぽい地域だって言います。それはどういう意味かという自治活動が行政に対しても一線を置きながら、自らがやりつくりつくりしていくという提案型の床鍋地区だからあそこまでもっているんだという話をよく私は聞いています。その点でいいですよと、私は訓子府の可能性というのは、まだまだあるのではないかなというふうに思っています。

それからもう1点、昨日の山田議員の質問も含めて、私は両方だと言いました。限定的に捉える必要はない。一つは街の中にあってもいいし、公民館にあってもいいと。早速あの質問を聞いたうちの保健師たちがこう言いました。今、私たちが積極的に地域の中に出ていって、地域の中でそういう「たまり」をつくるような努力をしているときに限定するようなことでいいんでしょうかって、こういう意見をいただきました。これもまたしかりということで、私はいろんな可能性の中で町民が集える、そしてほっとする場所があってもいいのではないかなと思いますので、その可能性について、これからも努力して現実のものにしていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

もう1点だけ言いますと、きらきら本舗のたんぼぼも大事な交流の場所だと私は思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） 私もそのとおりだと思います。これから行政と議会がやはり町民のための施策を、良い方法をとって向かっていきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 西山議員の発言が終わりました。

ここで、昼食のため、休憩をしたいと思います。

午後からは、1時からですので、ご参集願います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

それでは、一般質問を続けます。

次は、7番、川村進君の発言を許します。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村進です。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、はじめに、福祉灯油の助成について、町長にお伺いします。

平成24年、25年、26年までの3年続けられた福祉灯油一部助成事業、これは本年はやめられるのですか。

二つ目に、全町でこの一部助成事業を受けられた世帯数および支給額の各年度の金額、

3か年の合計はいくらですか、お尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「福祉灯油助成について」大きく2点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「福祉灯油助成は今年度実施しないのか」のお尋ねですが、本町の福祉灯油助成事業につきましては、所得の低い高齢者、障がい者およびひとり親等の世帯に対して、暖房に使用する灯油代等の冬期生活支援を実施するため、その経費の一部を助成し、これら世帯の福祉の向上を図ることを目的に、昨年度につきましても実施させていただいたところでございます。

過去に助成を行った年度は、平成19年度、平成20年度、平成24年度から平成26年度となっており、その支給額は灯油価格の値上げ幅に応じて、5千円から1万円の範囲となっております。

助成実施の判断につきましては、その年の消費者を取り巻く社会情勢を考慮しながら、夏場から冬場に至る灯油価格の上昇を第一に考え、さらには、物価指数、年金改革の影響、管内市町村の取り組み状況なども加味しながら、年度ごとに実施要綱を策定して助成しているところであります。

本年度につきましては、灯油の単価が11月16日から1リッター当たり69円となっておりますので、夏場の単価85円から比較して、16円値下がりしている状況であります。また、昨年同期の単価103円と比較すると、34円の値下がりとなっております。

過去においては、冬期間に単価が上昇することが一般的となっていたことを考えますと、現在は価格が安定している状況であります。

また、他の要因を見ますと、年金については、特例水準の解消の最終年度であり、今年の4月に0.5%減少しておりますが、物価指数は昨年度同期より0.3%の増にとどまっている状況であり、大きな負担増はないものと判断しております。なお、管内の実施予定については、北海道の調査結果によりますと、18市町村の内、実施が3町、実施未定が2市4町、実施しないが1市7町1村となっており、全体的には実施しない状況が見受けられます。

以上のことから、今まで灯油の急激な値上げに対応した施策でしたが、現在は灯油価格が安定していることから総合的に判断した結果、今年度は現時点では福祉灯油助成実施を見送ることとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の「平成24年度から平成26年度までの助成実績について」のお尋ねですが、平成24年度につきましては、助成額が1世帯当たり7千円で、高齢者世帯が261世帯、障がい者世帯が16世帯、ひとり親世帯が30世帯、生活保護世帯が35世帯、合わせて342世帯、助成額の合計は239万4千円となっており、平成25年度につきましては、助成額が1世帯当たり1万円で、高齢者世帯が256世帯、障がい者世帯が17世帯、ひとり親世帯が26世帯、生活保護世帯33世帯、合わせて332世帯で、助成額の合計は332万円となっております。また、平成26年度につきましては、助成額が1世帯当たり1万円で、高齢者世帯が262世帯、障がい者世帯が22世帯、ひとり親世帯が26世帯、生活保護世帯が30世帯、合計340世帯、助成額の合計が340万円となっております。3か年度の合計は、1,014世帯に対して911万4千円の助成実績

となっております。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○７番（川村 進君） 灯油の値段によって助成をされるというお話ですが、本来、助成というのは毎年、これ一番大切な町が他町村に比べてやさしい町、美しい町、いろいろといわれる中で、お年寄りにどれだけのことがなされているかというバロメーターです。これは大切な事業だと思っています。菊池町長が平成１９年に町長に就任されてから、まず、これらのことを言われてますけども、驚くのは全て値上がりなんです町長。窓口に来て、町民課に入ってきて住民票、それから印鑑証明、いろいろなものをいただくとする、交付する。そういうときに訓子府町だけは管内、隣町と比べても全部値上がりなんです。その次に何をやられたかという、体育館というスポーツセンターの使用料の値上げ、公民館の使用料の値上げ、そして最後に２２年度かな、今度は国民健康保険税の値上げをされたんです。そうすると、やさしい町、美しい町どころか、もう大変苦しい町をつくっているという印象なんです。町は今回皆さんの質問に対して、このこども園というものに、大変なお金をかけています。１２億１千万円以上のお金、そして、特別養護老人ホームに２億６、６６０万円のお金を入れて、そして答弁の中で町長は町からの持ち出しをしないと。町からの持ち出しをなくしてやっているというお答えです。ところが私は違うと思います。これらは町からの手出しはしていないと言っているけれども、後に消費税になって化けて出てくるんです。はっきり言って再来年の４月に消費税が１０％になる。そのもとのもととは町長が言われる町からの持ち出しがないというお金が全部化けて全町民に１０％の消費税として化けて出てくるんです。ですから町がやらなければならないのは建物を建てるのではなくて、町民に対するやさしい町政であれば、この灯油事業なんていうね、９１１万円ですか、これは大切な事業だと思うんです。私は何人とも酒を飲んだり、焼肉を食べたりするときに、大切なことを町長は忘れているように。一番大切なのはみんなにやさしい町政であり、そういうものを忘れてもらっては困ると。それで今回、昨日、一昨日ちょっと酒を飲んでいたら風邪ひいて昨日調子悪かったんだけど、そのときに話がみんなから出た。みんなって何人かだが、まず、よそへ目を向けたらテロテロテロ、ＩＳなんて言葉知らないし、何だかわからないけども、そんなことばかり言う。それで日本国内で見ればＴＰＰと消費税１０％しか出てこない。本当に困ったもんだ、わからん話ばかりだと。だからとにかく町長には、この福祉灯油が町の我々含めていかに大切な事業でみんなが待っているかということで、何としても実施していただきたいと思ひまして、どうですか町長お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 灯油の補助をするかどうかということを最終的にまたお答えさせていただきますけども、かなりの誤解が川村議員しておりますので、ちょっとそれはね、違うということをね。まず、全て値上げしていると。住民票やその他の値上げというのは私の記憶では私が町長になってからはやっていない。体育館や公民館の使用料の値上げについても私が町長になってからは一切していない。それから国民健康保険、これも値上げしているということですけども、私は国民健康保険運営協議会の中でもお話しております

ように、1億2千万円の赤字を抱えている。毎年、保険料に1億円足りない。それで足りない部分の1億数千万円を一般会計から繰り入れしていると。少なくとも保険者が訓子府町から北海道に移管されるまでは現状の保険料の赤字部分は町民の皆さんに負担をかけない。町で負担をしますということをずっとやってきている。だからそれは川村議員の認識の違いだというふうに私は思いますので、ぜひ、正式なことが必要でしたら調べていただきたいというふうに思います。それから、町からの持ち出しはないと、いろんな施設に。そんなことはありません。100%補助金で済んでいる事業というのは、そんなにありません。今回の認定こども園でいきますと、町の持ち出しは当然あります。補助金は3億円いただいています。それからグリーンニューディール基金の新エネルギーのことは100%、これは環境省から補助金を1億1千万円いただいています。残った外構費なんかは別にいたしましても、4億円なり5億円なりのお金というのは、起債で国からお金を借りて、その70%は国でみてる。実質的な30%なりの負担分を私どもの町は一般会計から、あるいは基金の中からお支払しているということでございますから、町民にできるだけ負担をかけないように財政運営を考えながら事業を実施しているということをまずご理解いただきたいと思います。

その上で、福祉灯油のお話が出てまいりましたけれども、実はこの福祉灯油の助成については、私が町長になった平成19年から助成については始めております。それはものすごい値上がりでございました。平成24年の灯油代がリッター85円だった。それが104円までダーンと上がった。これ20円上がっているんです。これは非常に負担率が大きいと。いろんな考え方があります。5千円を助成しているところ、1万円をあれしているところ、現物をやっているところ、雄武町なんかは冬用のジャンパーまで助成しているとか、いろんな形態があります。ここでも河端議員ともかなり議論になりました。対象になる人に自主申告なのか、全部通知した方がいいのではないかという議論もありましたけども、いずれにしても私はそういう値上がり部分の格差の是正のために、当時の状況や近隣市町村等の状況も把握しながら5千円、7千円、1万円という助成をしています。しかし、去年だったでしょうか。もともとの基本単価が昔からみたら高くなっている。上げ幅は少ないけども、昔の状況からみたら、八十何円のときからみたら灯油代は上がっている。これはやっぱり単なる激変緩和というだけではなくて一定の灯油代の基本額を超えた段階では私はこの福祉灯油助成制度はやはり支給すべきだということで、これは昨年、一昨年含めて1万円の助成を行っているという状況でありますので、正しい認識をしていただきたい。

その上で今、当時、一番最初のこの事業を考えるときに85円だった灯油価格が69円まで下がっています。ですから、そういう状況を踏まえて、管内的な状況も踏まえて、今年度は現時点では福祉灯油の助成をするということは、まだ決断をしないでいるという状況でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 私の勘違いですか、町の窓口で値上がりしたというのは。町民課長どうなの。1回も上がっていないかい、19年度から。そして福祉保健課長、国民健康保険税上げてないかい。私の記憶がそんなに悪いとは思わない。確か上がっているはずじゃないかい。公民館の使用料はどうなの教育長、上がっていないかい。上がっていないか、

どうなの。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 19年からということですので、ちょっと私の記憶では、ちょっと担当していませんでしたので、わかりませんが、過去にはきっと定期的な、10年だったり、いくらかのスパンで使用料、手数料等の見直しというのはやってきたことは事実だとは思いますが、19年以降に上がったのかというのは、ちょっと今、私はわかりません。ただ、私が今いる2年間、その前の3年間、4年間のここ5、6年、7、8年のところではですね、上がっている形跡はないと認識しておりますけれども。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、質問した後に1回着席してから、もう一度質問してください。

川村議員。

○7番（川村 進君） 福祉保健課長、国民健康保険税上げてないか。高い人は50万円、70万円上がったという人もいたんだけど、ないか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） もし上がっていると、川村議員が考えているとすれば、それは国が定めた限度額、高所得者の限度額が1年間50万円の例えば国保料だったのを55万円にするとか、あるいは60万円にするということはあるかもしれませんが、赤字部分を含めて、全体的な人たちの保険料を上げたということは、町が独自にやったという記憶は私はありません。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） どうも私の記憶が悪いかな、でも上がっていると思います。もう一度担当の人たちに調べてもらって。後で私の質問が終わってからの休憩時間にね。そして、公民館の使用料は上がっているか、上がっていないかも調べて。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 公民館とか、全体の施設の使用料につきましては、私の記憶の中では、確か行政改革の一環として、町民の負担をどうあるべきかというふうに、統一的に手数料も含めて決めたときがあります。それがちょっと今、何年か定かではございませんけど。それ以降は、公民館の使用料等は値上げした経過はございません。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 施設の使用料の関係については、ちょうどたまたま社会教育にいましたので、そのときに施設の見直しをしたときですから、ちょっと年度ははっきりしませんけれども、17年度か18年度、そのぐらいには全部有料化するようなかたちに、18年度に有料化するかたちに全施設見直しして、額的にはこの近隣と合わすようにして高額なお金ではないですけども、個人の使用についても、子どもたち以外については使用料をとるということで統一してやった以外、こと19年から以降という部分でいけば上げてはいないです。その前に上がっているという、それまではただという部分はあったんですけども、ただ、使用料の関係は10年に1回とか20年に1回というかたちになりませんので、おおむね3年に1回は見直ししているんですけども、かたちの上では値上げはしないで据え置きというかたちになっていると思います。だから19年からと限定すれば、

19年からは上がってないけれども、その前には全部から公平に使用料をとるという考え方で町民の説明会も行いましたし、いろんな団体の説明もやって、やってきたという経過です。年度がちょっとズレているだけだと思いますけども。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） それじゃあ私の間違いということでしたら誠に申し訳ないです。わかりました。値上げがなかったということで私の間違いは謝ります。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 国民健康保険税の関係でございますけれども、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、その関係です、国に準じて後期高齢者医療支援金分ということで、その部分についての金額を国民健康保険の皆さまからいただいているという経過はありますので、その部分では増えているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） わかりました。私の勘違いかもしれないし、また調べ直さなきゃならないこともあるかもしれません。申し訳ありませんでした。

それでは、福祉灯油は検討してもらうということで、質問を変えます。

二つ目、長寿会館の建て替えについてお尋ねします。

これは、長寿会館の建て替えの必要があるのだろうか。公民館で十分間に合うのではないだろうかということで、建て替え、これにもまたお金がかかりますから、どんなふうになるのか一応お尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今「長寿会館の建設について」のご質問がございましたので、説明をさせていただきます。

仲町にあります長寿会館ですけれども、昭和43年に町内の有志の呼びかけでお年寄りのための会館を建設をしようという声が高まりまして、町内会地区の多くの方々から趣旨の賛同と多額の寄付の申し出をいただきまして、当時410万円の建設費に対して315万円の寄付を財源に建設され、同年12月13日に会館開きを行ったという記録がございます。

長寿会館はお年寄りのために建てられた施設でありまして、主に中央長寿会の活動の場となっておりますが、その他隣接する仲町町内会や栄町町内会、町内会連絡協議会、戦没者追悼式の休憩場所、その後の遺族会の総会会場、また弓道会や秋祭りのほか、中央長寿会が利用していないときには、さまざまな用途で利用されており、大変重要な役割を担っている施設であると認識しているところであります。

しかし、建設から今年で丸47年が経過しており、昭和60年度に一部内部改修をしておりますが、老朽化が著しく、あまり長くはもたないとのことで、当時、町と協定を結び現在も長寿会館の維持管理を行っている町内会連絡協議会から、中央長寿会の意向も踏まえて、平成25年11月5日に長寿会館の今後の運営についての要請があったところです。

町としましても、長寿会館の重要性と現状は理解するところでありまして、他の施設との関連や一部負担などの関係も整理しながら、前向きに検討したいと回答させていただいております。

長寿会館に代わる施設として空き店舗や公民館等の公共施設の活用も考えましたが、年

間を通して占用することにはならず、また、平成25年11月に町内会連絡協議会と中央長寿会との話し合いが行われておりますが、その中で、中央長寿会からは活動のための物品を置いておく場所の確保が必要であり、長寿会館は他の場所では駄目、サロンと老人クラブの活動は違うという意見があったとお聞きしております。

それらを考慮しますと、施設の老朽化に伴う長寿会館の建て替えは急務であると考えており、総合計画には平成30年度を目標として計画しようと考えておりましたが、スポーツセンターや障がい者施設、図書館など今後も整備しなければならない大型施設の建設が目白押しでありまして、それぞれ財源確保に努めながら進めなければなりません。今回の長寿会館につきましては、町が建設する場合には何の補助金もないことから、検討した結果、当初から長寿会館の管理を行っている町内会連絡協議会が地縁団体になることで、自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業の1,500万円を上限として対象事業費の5分の3以内の助成金を受けることが可能であることから、町内会連絡協議会三役および近隣の仲町町内会長、栄町町内会長および中央長寿会長と協議をしまして、町内会連絡協議会が事業主体となり助成金を申請することの了承を得て、その実施年度を早め、平成28年度に建設を予定し、10月に平成28年度の助成金を受けるための申請書の提出をしたところであります。

なお、助成金が公布されるかどうかについては、来年4月にならなければ内示が出ませんが、もし助成金が確保できることになりましたら6月に町内会連絡協議会に対する助成金の予算補正を提案し建設を進めたいと考えております。

平成28年度の助成金の申請にあたり関係者と協議した中でも確認しておりますが、中央長寿会からの意向を踏まえ現在と同じ場所に、また敷地の関係から同じ程度の規模になることの説明をして了承をいただいておりますが、施設建設が現実のものとなれば、再度、町内会連絡協議会や中央長寿会等との意見交換をしながら、できる限り要望に応えながら喜ばれる施設建設のための助成を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 私は長寿会館の建設には反対します。というのは、本町が持つて、町としての役割を果たし、機能を果たすために必要なのは庁舎に公民館、それに体育館、スポーツセンターといわれているところです。あと幼稚園、保育所、これ以外はいらないと思います。まして今回この庁舎が平成13年に新築されて使われて、どれだけの修理費がかかっているか。建物、これは、よく上物とか箱物とか言われますけども、町がそれを持つと負の遺産が増えるだけなんです。これ今日は傍聴の方がたくさんいます。傍聴人の方に便所がおかしくなったらどうにもならないということで点検して、これ3回便所詰まりしておかしくなっていますね。そして19年には1,300万円程度のお金をかけて、冷暖房の修理をしていますね。それでこの議場でさえ、平成20年かな、マイクの配線がおかしくなって全部やり替えている。ですから建物を持つということは、どれだけ負の遺産になるか。今回、公民館で間に合うんじゃないだろうかという、その公民館よりもすぐそばに旧町役場、旧庁舎があります。あそこを歴史館としてほとんど閉めていますね。あそこを一部事務所にしていたところでも使えば、長寿会館の役割を十分果たせるものがあるのではないかと思います。さっきも言いました補助金というのは必ず後々我々の生活に、

はっきり言って戻ってきます。今度の10%になる消費税、ここのところに全部借金が押し込められて、国で払えんから、ここをこうすれと出して出てくるわけです。そのとき町は建物を持つては今後やっていけないと思います。ですから、できるだけ建物を建てるのはいけないと思います。私は反対します。町長はもう既に1,500万円の補助金の申請をしたとか言うけれども、建てる必要がない、必要のない建物だと思います。ですからこれは町長はもう申請したと言うのであれば答弁をもらってもしようがないですが、今後の考え方は、本来、私たちが住んでいる訓子府町に必要なのは、庁舎と公民館とスポーツセンターに何ですかあと、いるもんなんかないですよ。大体が訓子府町にある温水プール、こんなの持ってない町はいっぱいあります全国で。温泉の持っていない町、陸別町なんかよく行きますけど温泉はありませんよ。それで十分やっていますよ。修理でいけば7千万円以上かけて改修した温泉保養センター、本年5月、6月にサウナ風呂の屋根が焼けちゃったか何したか駄目で直しましたね。そしたら今度どんなことになったかといったら、サウナに誰かが電気が入っているサウナに水をかけたと。そしたら漏電しておかしくなっちゃったと。それで訓子府町や北見市では直らない、札幌でも直らないかもしれない。それで東京に持っていくかもしれない。そうすると300万円、500万円かかるという。ですから建物を建てるということ、そして、施設を持つということは、どれだけ今後、10年後を境にどれだけ金がかかるかということを考えたときに、今度、図書館を建てるというんならコミュニティーホールも併設し、生涯学習センターというような名前にするのかなんか、隣町置戸町はそうになっている。ああいうようなことをするのであれば長寿会館はいらない。図書館の今建っているところを壊さないで何かをやりたいと。あそこを使いたいと言っているのであれば、公民館、図書館の今のあれで十分間に合うと思う。だから長寿会館は必要ない。建てる必要がないから図書館の建設を急いでいただきたいと思います。どうですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） プールの話とか温泉の話が出ました。そのときの町政が議会と協議し議論し、そして議決して建てた施設だということを含めて、その時代、時代の町長や議会が最終的に町民の意向を踏まえながら判断して建設した建物ですから、そのこと自体が負の遺産と決めつけられるかどうかということ、施設というのは、年数がたつとやはり老朽化して、いろんなトラブルが起きてくるというのは当然のことです。川村議員が最初の議員をやっていたときに冷房が壊れました。それはいろんな経過がありましたけれども、毎年1回の点検を行政改革の中で経費削減しようということではなかった。冷房装置が壊れた。この温暖化の中で庁舎の中は、特に教育長の部屋なんかはそうなんですけれども、30℃を超えるような状況の中で、私は今でも忘れませんが、亡くなられた元農協の高橋組合長がお前は職員を殺すのかと。こんな状況の中で仕事をさせるのかというふうに注意を受けたことがありますけれども、改めて町民の利用や、いろんな不便を感じさせない。あるいは健康に害するようなことは避けなければいけない中での修理は、当然年次計画なりメンテナンスをきちんとしながら、それが老朽化した、あるいは破損した部分を一定の負担をしながらやっていくということが私は施設を建てる上では当たり前のことだというふうに考えています。

それから、長寿会館が必要ないと川村議員はそうおっしゃいます。私どもも例えば旧電

算、それから旧役場、それから新しく、前回の答弁でも言いましたけども、私の3期の任期中には図書館はできない。財政的な問題もいろいろあったり、緊急度の問題があってもできないけれども、こういうコミュニティーの建物の中で、例えば長寿会館の利用はできないかということもご意見もいただきましたし、それから、私どもも内部検討します。最終的な結論として、町内会の皆さんや、あるいは中央長寿会の皆さんは何としても現状のままで復旧させていただきたいということの要望を町内会連絡協議会の皆さんの要請書を私は受けました。この意味というのは、私は非常に重たいんじゃないかなというふうに思っていますし、中央長寿会の活動についても、それから、その他の活動にしても、時折り私は長寿会館を訪問しますけども、もう47年たっていますので、建て替えなければいけない。そうすると公が建てることについての補助金はりませんけれども、民間がというよりも町内会連絡協議会が事業主体で建て替えるということであれば大体2分の1ほどの補助金、1,500万円が民間にあたるということですから、足りない部分は町が援助しますということです。できるだけ経費を、負担をかけることを少なく、私どもの負担も少なくしながら、この宝くじの補助金であるコミュニティ補助金を私はいただいてきて、できるだけ町の負担を少なくして町内会連絡協議会の運営によって、今までと同じように、あそこの会館の意味的なことも含めて運営していただきたいというのが私の立場でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） とにかく建物を建てるということ、これ以上、町の負の遺産が増えそうになるということは困るので、やめれと言っても、私が反対してもみんなが賛成すれば、どうにもならない問題ですから、私はここで折れます。しかし、どれだけの金を使って、どれだけのものが出来上がるのか、最後まで反対します。

それでは、次の質問に移ります。

T P P が及ぼす林業への影響について、お尋ねします。

今、T P P（環太平洋連携協定）というのは、農業と水産業にだけ力を入れてやられています。しかし、ここに林業というのが入っています。林業のことにつきましては、訓子府町の町有林、財産が今後どのような影響を受けられるか。そして、町有林の整備について、2点伺います。

一つは、本年度の町有林の伐採、売却、そして収支はどのようになっていますか。

二つ目、今後の植林の予定はどうなっていますか。

3点でした申し訳ありません。それで、三つ目が人にやさしく、動物にも昆虫にもやさしい森づくり、これについて。

もう一つあった、四つ目が、学校林に対しての考え方について、これは町長と教育長とお二人にお伺いします。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 先ほど川村議員の手数料と使用料の関係の部分でお話をさせていただきましたけれども、ちょっと一部追加させていただきたい。話の中身を追加させていただきたい。訂正といいますか、追加になりますけれども、先ほど言いましたように、公民館等の使用料、一部屋貸したらいくらかとかというやつ、あれは先ほど言ったとおり18年度に変わっているんで19年度は変わっていないんですけれども、川村議員もちょう

ど前回の議員やっているときに、おられたときの記憶だろうと思いますけども、使用料と手数料は違いますので、手数料、例えば戸籍の窓口で住民票をとったとか、そういうやつの手数料がですね、21年4月から値上がりになっております。それは管内的にこの辺と均衡をとって、財政健全化の中で上げているという部分がありますので、川村議員の記憶については間違っていない部分もございますので、こちらからちょっとその部分はお詫びしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 確かに記憶は良いつもりでいるから、本当にびっくりしちゃった。私がうそをついていると思われちゃうとまずいから。

○議長（上原豊茂君） 続きの質問に入りたいと思います。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「T P Pが及ぼす林業への影響について」4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「本年度の町有林の伐採による収入とその収支」についてお尋ねであります。本年度の林産物売払い額は、現時点において入札を行っていませんので、予算の額で説明したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、売払収入ですが、皆伐分の4, 187万3千円、間伐分が1, 279万2千円の合計5, 466万5千円の予算となっております。

なお、収支状況につきましては、若干の黒字となっておりますし、その要因としましては、原木の価格が高値取引されている状況にあると認識しているところであります。

しかしながら、東日本大震災以降、人件費の高騰から黒字幅が少なくなっている状況にあります。

次に、2点目の「今後の植林の予定」についてのお尋ねであります。樹種としましてはカラマツを基本として、昨年度に皆伐しました場所を本年度は地ごしらえ作業を行い、来年度に植林を行ってくる状況でありますので、来年度に植林する場所は、平成26年度に皆伐した場所となっております。

また、今後の植林計画につきましては、毎年3月に開催しております町有林野経営審議会に諮り、事業計画の承認をいただき、実施しているところであります。

次に、3点目の「広葉樹の植林の考え方」についてのお尋ねであります。2点目でも説明をしましたとおり、カラマツを中心とする針葉樹を基本に植林をしてきたところでありますが、伐期が早く、管理経費も安く、また補助のことなど経済的な観点から、議員の言う景観や心の面での情緒を育むといひましようか考える必要があるかも知れません。

今後において、経営審議会委員や専門家の意見を聞きながら、樹種も含めて、広葉樹の植林を検討してまいりたいと思います。

次に、4点目の「学校林の考え方について」のお尋ねであります。学校林は、自然体験活動を目的として設置されていると思いますが、学校林として位置付けをしなくても、町有林の有効活用の一つとして、利用をしていただきたいと思いますし、学校側が希望するのであれば町有林を積極的に開放していきたいと考えております。

以上、4点についてお答えをしましたので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村議員。

○7番（川村 進君） 町有林、平成20年のときかな、私がお尋ねしたことがあります。訓子府町の町有林というのは、北海道のモデル林として指定されていた一時期があって、ものすごい整備がきちんとしていまして、今年農林商工課長に聞いてみたら管内でも訓子府町の町有林の原木は他町村より高く売れているというような回答をもらっているんですが、私は今後の植林については、何ぼ高くても、木を切った、運んだ、売った、ゼロ。しかしそれよりマイナスになる可能性もあるというようなカラマツの植林はやめて、人にやさしい、動物にやさしい、昆虫にもやさしい森づくり、押しても駄目なら引いてみろ、押す方はカラマツを植えて切って、50年たったらぐるぐる回していくという、今度は一切切らないで白神山地みたいに200年、300年の広葉樹の森をつくるという、それを本町は進めるべき。モデル林に代わって今度は北限を目指す、ブナ林の北限を目指して植林は広葉樹でやっていただきたい。広葉樹は何か聞いたら国からも道からも、そういう私が一番嫌う補助がつかない、そういう可能性がある。だから広葉樹を植えるのは、どうも町としては大変かもしれないというような話が聞こえてきましたけども、切ってダメなら植えたままでずっと何百年も置いておく。これが一番いい方法だと思います。赤字にもならない。ただ林道の整備とかね、ある程度のものは整備をしないといけない。火災、山火事といわれるものは恐ろしいですからね。でも植えて、育てて、切ってマイナスになるような森はつくる必要はないと思います。ですから、広葉樹の植林、これに力を入れて研究して何とかやってほしいのですが、町長これからの森づくりについて、やはりカラマツですか、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今、川村議員の一般質問の当初の中でも非常に良い考えだと私たちは思っております。確かに戦前からというか、特に戦後からですけれども、需要側の高木ということでカラマツ、伐期も早い、そして植え方も楽、補助もあるという、管理についても楽だという観点から植えれ植えれということで植えてきたのがカラマツで、今ちょうど、それがもう伐期が過ぎておりますけれども、ちょうど50年くらいの伐期で、戦後70年と言われておりますけれども、いまだにその部分が、その後植えてきたのが残っているという部分がありますし、確かに木、山、景観といいますか、心の情緒といいますか、そういうところの部分でいけば広葉樹という部分、シラカバじゃなくてですね、広葉樹という部分は確かに考えていかなきゃいけない部分だとは思っています。それが経営審議会、山の経営審議会とかの確かに経営状況の部分はございますので、それ等をはかりに掛けながらですけれども、100%カラマツとかというのではなくて、その一部を検討する余地は十分あるかなと思っておりますし、確かに見る景観からすれば自然林には当然ありませんけれども、造林、人工林でやりますと何ぼ広葉樹でも絶対自然林のようにはありませんけれども、相応の何百年という時間がかかるかもしれませんけれども、そのことを将来の夢といいますかね、壮大な構想に向かってというのが必要な部分もあると思いますので、今のうちからできるのであれば少しでもやっていければなと思って検討は経営審議会とか有識者といいますか、道の林務署というんですかね、そういうところとも相談しながら、ちょっと検討はしてみたいと思いますので、今すぐやるということは言い切れませんが、そういうことの方え方は大切だと思っておりますので、十分心の中にとめておきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） わかりました。とにかく私の考えは切っても駄目ならということであれば、押しても駄目なら引いてみろという一番いい言葉、切っても駄目なら切らないでだまっておけばいいわけです。山なんていうのは自然に育ってくれます。

それでは、最後の学校林の問題について。私たちは全然知らなかったが、何か高速道路に居武士小学校の学校林に指定されていたところがあったと。100人のうち知っている人は誰もいなかった。そういうところに学校林があったそうなんです、そして何かそこが高速道路にひっかかって、そこから何かお金がうまれてきた。そしてそれが町に入らないで、どこか居武士小学校の後援会かどこかの口座に入ったというようなことを教えてくれた人がいるんですが、これについて、どういうふうになっているんですか。教育長ちょっと教えてください。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、前段の表題がですね、T P Pが及ぼす林業への影響ということですから、もしその関連の展開があるのであれば、それをきちんと時間内に折り込みながら進めていくようにお願いします。

とりあえず今の件については、回答を求めますので。

管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） それでは、今の居武士小学校の学校林についてお尋ねがありましたので、回答させていただきます。

居武士小学校の学校林につきましては、昭和37年に当時、居武士の神社がありました神社用地、所有は訓子府神社でありましたけれども、この土地を児童等の環境教育や体験活動を行うための校有林として活用するために、当時の居武士小学校の後援会が払い下げの要望を出し、訓子府神社から払い下げを受けております。当時の所有権は訓子府神社にありまして、それが当時、約8,500㎡、8町5反ぐらいですけども、3万円で居武士後援会が購入をしてしております。8反5畝ですね、すいません。その後、居武士小学校の後援会につきましては、所有権の登記ができませんことから、昭和39年に訓子府町と覚書を交わしまして所有権は訓子府町に移転することとし、管理については、継続して居武士小学校の後援会が管理するということで覚書を締結をしてしております。その後、この校有林につきましては、河川工事、その後、道道の拡幅工事、先ほど、川村議員がおっしゃっていました高速道路の工事等におきまして、用地買収がなされ、現在では、約450㎡程度、150坪ぐらいの土地しか今、余ってはいない状況です。この程度の面積でありますので、場所的なこともありまして学校林、当初の目的の学校林としての機能はちょっと今は果たされていない状況でありますけれども、こういった状況であります。また、高速道路の関係での補償費、当時、土地代と立木といいまして、生えていた木の補償がなされまして、それにつきましては、居武士小学校の後援会の収入として歳入されております。今までの名義は訓子府町でありますけれども、今までの管理状況については、居武士小学校の後援会が自主的管理をしていたということでありますので、その売却代金については、居武士小学校の後援会で収入しているという、そういう状況であります。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。あと6分です。

○7番（川村 進君） わからないことがいっぱいあるものでね、訓子府町に学校林とい

うか、校有林なんてあるとは思っていませんでした。誰も教えてくれないし、また調べようがなかったんです。ただ、驚くのは高速道路にひっかかったということでね、訓子府町は運がいいから、もらったところもひっかかって1, 600万円ぐらいの金が入っていますしね、わかりました。

もう時間もありません。とにかく最初に言った福祉灯油の件を何とかお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 川村進君の質問が終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

続いて、9番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。

まず、マイナンバー制度についてお尋ねいたします。

マイナンバー制度の目的の確認と、地方公共団体の今後の対応と活用についてお尋ねいたします。

1番目、マイナンバー制度について、行政の目的とすることと個人のメリットについてお伺いします。

2点目、通知カードとマイナンバーカードとの違いについてお伺いします。

3点目、現時点で当町の不配通知カードの状況と、今後の全戸に対する通知の見込みはいかがかをお伺いいたします。

4番目、マイナンバーカードについて今後の活用の展開予想と、取得するその必要性についてお伺いいたします。

5番目、今後、町としてマイナンバーカードを独自活用する考えがないかをお伺いします。

ちなみに、マイナンバーという表記と個人番号という表記で、マスコミ等での取り上げはマイナンバーという表記が多いということで、今回はマイナンバーという表記で統一してお尋ねさせていただきますのでご了解ください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「マイナンバー制度について」5点のお尋ねがございました。

まず、1点目であります。「マイナンバー制度について、行政の目的とするところと個人のメリット」についてのお尋ねがございました。

マイナンバーのメリットは、大きく三つといわれています。

一つ目は、行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられることです。

二つ目は、社会保障・税に関する行政の手続きで添付書類が削減されることによる国民の利便性の向上です。

三つ目は、所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細かな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現することとされています。

2点目に「通知カードとマイナンバーカードの違い」についてのお尋ねがございました。

マイナンバーの手続きでは、マイナンバーが正しいことを確認する書類と本人であることを確認する書類が必要となりますが、まず、通知カードは、紙のカードで写真がないため、単体ではマイナンバーの確認のみで本人確認ができません。したがって、通知カードの他に運転免許証などの原則顔写真付きの身分証明書が必要となってまいります。

次に、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードは、顔写真の付いたカードでありマイナンバーと本人確認を1枚で済ますことができます。

現在のところ、身分証明書や税の電子申告など一部の利用にとどまっておりますが、将来的にはＩＣチップが搭載されていることから、さまざまなものに活用されることが想定されます。

次に、3点目の「現時点で当町の不配通知カードの状況と、今後の全戸への通知見込みは」とのお尋ねですが、通知カードにつきましては、10月5日現在の住民基本台帳に基づき、本町においては、11月上旬から簡易書留で郵送が始まりましたが、この通知カードの郵便物は転送不要扱いとなっております。以前から郵便局に自宅ではなく他の住所への転送依頼をされているものや、配達時不在であったため不在通知を入れて連絡を待っていたが、郵便局での1週間の保管期間を過ぎても受領のなかったもの等が町に返戻されて、11月末日現在で215世帯分あります。

このうち死亡や転出により交付の必要のないものが9世帯分ありますので、206世帯分に対して、国から示された手順に従い、必要書類を持参して役場町民課で受領するように通知をしております。

町での保管期間は3か月といわれていますが、マイナンバーの利用が開始される1月に間に合うように、12月中に受領してほしいとの案内をしており、順次、受け取りのため来庁いただいているところですが、11月末日現在で206世帯分に対して82世帯分の交付を終えているところです。

まだ、残りが相当数ありますので、受け取りの状況等を見ながら再度案内をするなど、なるべく早く手元に届くように努力をしたいと考えております。

4点目に「マイナンバーカードについて今後の活用の展開予想と取得する必要性」についてお尋ねがありました。

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

今後の活用予想でございますが、オンラインバンキングをはじめ各種民間のオンライン取引、電気、ガスなどの民間サービスへの届け出のワンストップ化など、さまざまな使い道が検討されております。

なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められておりますので、それ以外に利用することは禁止されています。

また、マイナンバーカードの取得については、強制ではなく申請による任意での取得となりますので、先ほど申し上げた通知カードとマイナンバーカードの違いを理解した上で個々の判断で必要に応じて対応していただくことになります。

５点目に「今後、町としてマイナンバーカードを独自活用する考え」についてのお尋ねがありました。

マイナンバーカードは、搭載されているＩＣチップを利用して図書館カードや印鑑登録証などの独自利用が可能です。現時点では独自利用は予定しておりません。今後、マイナンバーカードの普及状況や利用にあたってのハードの整備費用など総合的にみながら導入の検討をしてみたいと思います。

以上、お尋ねのありました５点についてお答えいたしましたのでご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○９番（堤 三樹磨君） このマイナンバー制度に対しましては、非常に理解しにくい部分とか誤解が非常に多いということで今回あえて質問の内容とさせていただきました。それとまた国が決定した、決めた内容だということに対して、この町という地方行政区がどのような対応をし、どうしていくかというかたちについて、もう少し周知徹底を図るべきという意味で質問を続けさせていただきます。

最初にマイナンバーですけれども、どうも通知カードとマイナンバーカードがごっちゃになっちゃうような節がございますので、確認させていただきますけれども、マイナンバー、つまり個人番号というのは日本国民全員に割り当てられる管理番号ということの捉え方で間違いないだろうかと。これは一生変更のされない番号であると。その中で当然通知カードは、あなたに与えられた番号が割り振られた番号ですよというのを教えるためのカードといえますか、これもマイナンバーカードなんですけれども、通知番号だというふうに解釈を私はしているんですけれども、そこら辺で間違いないかということの確認をしたいということと、マイナンバーカード制度自体の導入には多額の初期投資、時事通信でするので明確な数字ではないのかもしれませんが、システム構築費だけで初期費用に２，７００億円、運用開始後もこの維持費などに年３００億円程度が必要になると。これは当然マイナンバーカードへの対応のものではございませんので、さらにそれがマイナンバーカードに進むとさらに費用が増えてくるという予想。すごく大量の投資をされるという、先ほど川村議員がおっしゃっていた１０％全部ひっくりかえってくるぞみたいな話の一部になるのかもしれませんが、そういうような部分で間違いがないのかということを確認したいということと、それから、本来、私自身も思っていましたけれども、このマイナンバー、つまり個人番号というのは、先進国、アメリカですとか、アメリカの場合は社会保障番号ですか、よくテレビやそういうのも見ますけど、社会保障番号で全て通用してしまうと。現時点では子どもから、赤ちゃん生まれたときからもう番号を割り振られ、それを持ち、ただ、今、日本でも非常に心配されている「なりすましの詐欺」といいますか、ついこの間も四十何億円だとか、そういう詐欺、実際に出ていたというような、ですけれども、こうやって番号を国民に割り振るという状況に対して、決められた制度で動いてきていますので、これに対する異論ではなく、逆に私は、逆に言うと私たちは子どものころから学校でもいろんな番号、出席番号ですとか、そういう管理をする側においては、これ

をどうこう利用する側としては当然、利用といたらおかしいですね、管理していく側としては、そういうもので国民の端まで仕分けしやすいし、先ほど一部、メリット部分で分割管理している個人情報をつなぎ合わせて、国、地方の情報連携が可能になると。そういう部分でのトラブルも少なくなるんだというようなお答えもありましたように、そういうものだと思っていますので、ですから現時点では、いろんな詐欺がもうこれ追いかけてこになりますから難しいかと思うんですけども、社会保障番号等アメリカでやられたものに対する反省とかそういうものも含めて日本は取り組んでいると。最先端で取り組んでいるというかたちで、そういう詐欺ですとか、それはそこに介在する人たちの問題があるかもしれないかもしれませんが、そういうものは解消されていく番号ではないかというふうに思っております。その中でそういうのを私の言っているように国民全員に割り当てられる番号ですよという中で多少疑問がありまして、今、新聞等で出ておりますけれども、近いところでしたら北見市、もしくは網走市で返戻カードという状態、それで中に先ほどご回答いただきましたけど、82世帯が通知できているけれども、206世帯のうちの82世帯ですから120世帯ぐらひはまだということでありますけど、その中に受け取り拒否という、網走市の中で新聞報道の中には2通程度拒否されたという事例がございます。当町の場合はまだお答えの中にありませんでしたから、ないのかもしれませんが、受け取り拒否、ですから先ほど確認させてもらった全体に割り当てられた、国民全員に割り当てられる番号であるだろうことに、それを受け取り拒否をして、もしくは裁判等で150名でしたか、実際にマイナンバー制度に対する異議を唱えてという裁判が起こっていると思います。そういうものに対してその後の先ほど言いました確認と合わせて受け取り拒否というかたちだとか、そういう処理に対しては今後どういうふうになっていくのかということであちよとお尋ねしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 前段、ご質問ございました通知カードの番号の認識について間違いがないかということで、基本的には、そのとおりだと思います。

それから、国費の予算の関係での確認がございましたけれども、今ちょっと手持ちで資料がございませんので、これについては、いろんな情報がまわっていると思いますので、およそ、そのような認識で間違いはないのではないかなというふうには思っております。

後段については、町民課長の方から回答します。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 後段でお尋ねがありました受け取り拒否の件数といいますか、本町では受け取り拒否をしている件数があるかというご質問でございます。

先ほど町長の答弁の中で215世帯が11月末現在で戻ってきた数ですと。それから、その後、死亡や転出の関係で9世帯の方が交付を必要としないということで206世帯になってございます。これは10月5日現在の世帯数ということですので、配達までの間に亡くなったり、転出したりという方の部分が9世帯あるということでございます。先ほど11月末日で82世帯の交付を終えているということでもございましたが、一昨日の12月7日現在で申し上げますと110世帯の方に交付を終えております。昨日の件数はちょっと確認してませんが、まだ96世帯、一昨日の段階ではあると。この96世帯のうちですね、実は受け取り拒否という方が1世帯いらっしゃるようです。議員言われるように国

が進めている個人に番号を付けてしまったものの通知に対する受け取り拒否の対応ということでございますが、これは国の手続きに従いましてですね、受け取り拒否の手続きはございませんけれども、管理簿を付けながら間違いなく交付するという手続きを踏んでおりますけれども、今この世帯にも文章を差し上げております。まだ受け取りには来ておりませんけれども、このあと、また、先ほど言いましたように96世帯全てそうですけれども状況を見ながらですね、できれば12月中に交付を終えたいところでございますが、様子をみながら1月以降に入ることになりましたら、また再度通知をしたり、場合によっては、こちらから出向いたりということも考えなければならぬかなと思っておりますので、何とか理解をいただきながら受け取っていただくという努力をしようと考えてございます。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 1世帯受け取り拒否の方がいらっしゃると。前段でマイナンバー制度自体に対しましてご答弁いただきました。その中でどうしてももう少し行政としての活用、非常に利便度の高いものだということをもう少しアピールされてもよろしいのではないかと。それに対して協力をいただこうと。皆さんにご協力いただこうという姿勢で地方自治体としても、つまり町、窓口になるかもしれませんが、そういう対応で臨まれるべきかなと。本来、今の現状でしたら、それぞれ自治体の管轄自体がバラバラの管理で縦割り行政という状態の中で、このマイナンバーを用いることでデータの間違いですとか、漏えい等が起りやすかったものが、機関がデータ管理を一括化し保守費用が今まで別々に個別にかかっていた無駄なものをそういうもので統括するんだと。一元管理ができるようになる。そういう部分ですとか、先ほどこれから審議もありますけれども地方自治の中でも情報連携が、国や地方団体ですね、地方団体においても情報連携が可能になり、福祉関係やいろんなものの収入ですとか、そういうものに対する連携が可能になりスムーズになる。そういう部分とかのPRがまだどうも非常に希薄といいますか、漏えいするだとか、個人情報保護的な部分でのとらわれが非常に多いようで、それを超越する部分だというような解釈で、まだまだ国がそうなんですけども、窓口として関わる地方自治体も同じようにまだそういう部分でのPRといいますか、浸透を深める努力を一緒になってやっていくべきではないかなと思ひまして、それに対する考えをお聞きしたいと思っています。それに対してはどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、活用についてもっと利便性が高まるということも訴え、あるいは行政の事務の簡素化が図られるというようなことも訴えるべきではないかというようなことで、今後ともマイナンバー制度についての周知に当たりましては、その辺をちょっと工夫させていただきたいと思ひます。これまで町民の方に制度周知ということでは、7月号広報からですね、毎月、広報記事、あるいは折り込み等によりまして、これまで取り組んできたところです。

それから1点ですねシステムの関係で一元管理というところがあったんですけども、ちょっとそのところだけ整理させていただきたいと思ひますけれども、システム自体は、町の中でも住民情報の住基システム、それから介護だとか、いろんなシステムはそれぞれでやはり管理することになりまして、それぞれが情報を持っているんですけども、今、議員おっしゃられましたように情報の連携は今度可能になるというような内容となっております。

りますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） ただいま、課長のおっしゃったように、私のちょっと表現の仕方では一元管理という部分に関しては、ただ、一つの番号を通して、クラウドの中を通じまして情報の共有化ができるという、管理自体は個別にされている。ですから、先ほど言ったアメリカの制度とか、それと比較してもかなり改善されているというふうなことでちょっとその部分、発言が間違っていたことを訂正させていただきます。ただ、そのように、正直言って行政部分の管理においては、非常に楽になり、経費的な削減も、初期投資は非常にかかりますけれども、今後、必要になるような制度ではないかなと私個人的には思っておりますし、あれを見て誤解というか、その方にすれば主張でしょうけれども、そういう町民なり国民なりという部分に対して、この制度の利用というものに対する理解をさらに深めていくように地方行政としてもお願いしたいなというふうに思っております。まず、今のマイナンバーに関して、どうしても皆さんにご理解いただけない部分として、通知カードというかたちでマイナンバー、個人番号がそれぞれに通知されていると。それと合わせてマイナンバーカードというかたちで切り離せるような状態で、その申請書がついております。そのマイナンバーカードに関してなんですけれども、マイナンバーカード自体がですね、これに関してなんですけど、先ほどの回答の中で個別の利用とかのお考えはないと思うというお話もされていましたが、マイナンバーカード自体が当初の回答の中でありましたように、当然、身分証明書というかたちでの利用範囲が非常に高いですよ。それは個人にとりまして。ですけれども確認なんですけども、正直言うと通知カードについてくるマイナンバー、紙のカードの方、あれで全て行政対応等に対しては従来どおりできますよね。ですからＩＣチップ付のマイナンバーカードに、なんか表現が同じことを繰り返しているのが分かりにくいかもしれません。マイナンバーカードに切り替える必要性はないという解釈が多くの方々に多いと思います。それで先ほどもお聞きしたんですけども、ＩＣチップ自体は非常に空き容量も含めて容量、もう本当に古い話ですけども、ＩＣチップには価格によって差はありますが、私が何十年も前に聞いた段階でのＩＣチップ自体で新聞紙一面の、大判の新聞紙一面の情報量が十分入るのが可能だと。先ほど情報一元化という中での話と同じように、全ていろんな細かく細分割されて箱に分けられると。だから外部接触ができないような簡単に操作ができる。必要な要点のところだけにだけ入っていくという活用がされると。せっかくこういう制度の中でＩＣカード、マイナンバーカードというまで、未来予想的な部分でしていきたいという方向で出ているものに対して行政としてはどのように、個別に活用する考えはないというお話でしたけれども、そこら辺に対して、例えば、印鑑登録証ですとか、それから、図書館カードというんですか、そういうような身分を証明するものに使う。もしくは高齢者が一番心配されている高齢者の自動車の運転免許証の代わりなる身分証明書というかたちで、そこら辺が通用するということ。その他もろもろありますよね。非常に一つに集約されて簡略化されるものであるし、今も全世界レベルで考えてみてもそういう番号制度の中でこのカード、ＩＣカード自体は最先端の情報管理システムが施されているという状況の中で、国も弱腰なんですけども、これに対してはいいですよ。何も作らなくてもいいですよ。そんな考えなら最初からやめちゃえばいいのになというふうに思うわけですし、それに対して唱えていく姿勢なのか、

地方行政として、町としては、どのような管理で。また、先ほどの独自活用にはＩＣチップの中に広いエリアがあります。ですから活用しようと思えば、その中に先ほど図書館カードとか、いろんな話もしましたけども、極端な話をすれば、ちょっともう過去になりますけども、私、メロンスタンプ会という方の担当をしていたことがございます。いろんな条件はありますよ。条件というのは、国自体の制度の認可もあります。でもあれも同じ機能を載せることだって簡単にできます。そして、それを発展させていろんなシステムが了解をしてくれるとすれば、例えばそのようなポイントとか入っているものを地方ポイントのようなものを例えば納税のポイントにも還付できるとか、いろんなシステムが多様に考えられる、大きく考えると。先ほどおそらく回答では国の全体の様子見も含めて、独自活用という考えはないというお話でご回答いただいたと思うんですけども、そこら辺に対して、もう少し、そういう考えや検討をなされてきた経緯があるのか。また、今後それから先、様子見かもしれないけども、そういう活用に対しての考えがもしございましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今、堤議員言うように可能性については、それ以上のことはできる可能性は十分にこれは持っていると思います。今、国もマイナンバーの関係の制度につきましては、今の時点で限定的に福祉サイドの話とか、来年度以降総務省だとか建設省だとか、そういう関係のやつで膨らんでいくとは思いますが、そういう意味でいけば、今のところの交付の状況も受領の関係も総体的に見るとまだマイナンバーカード自体が、堤議員が今言ういろんなことに転用というか使えるという部分でいけば、この制度自体がまだ緒に就いた状態だろうという状況で、各町村がきっと様子見の状況かな。そして、そこまで電子化が進んだような制度に使えるまでにいくのには、まだまだちょっと相当の時間がかかるかなと。そして、堤議員が今言われたことに対しての、このＩＣチップの容量等も含めると、それ以上のことができる可能性は十分あります。ただ、今の時点でもやる気になればできるんですけども、例えばこのマイナンバーカードの方の出口といいますか、今度受け取る側の、例えば図書館のカード作りますよ、それに使えますよっていったら、そこにとりにいかなきゃならないわけですから、その初期投資というのは、結構かかるという部分もあって、どこまでそれが活用されるか。実際に多くの住民、ほとんどの国民といいますか、それが全部持って、初めてその活用にいくんですけど、一部の状況がまだ不明瞭な関係があるから、少なくとも国の限られた事業に対しての使い方の部分しか今まだ提示されていないものですから、今の時点ではやらないという意味ではなくて、様子見かなという感じの意味合いでとっていただければと。そして、こういうものは半年とたたないでどんどん変わっていきますので、ハイテクなものですから、だから今の時点というのが本当に限定的に今なのか、１年後なのか、２年後なのかというのもありますけども、今の時点では可能性は十分わかってはいるけれども、使い切れていないというか、そこまでは踏み込めていないというような状況の言い方で理解していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○９番（堤 三樹磨君） 回答の意味合いも十分理解しておりますし、当然そうなるでしょうというふうに思っています。ただ、最後この質問に関して、実際には国が一方的とい

う言い方はおかしいですけども、マイナンバー制度というかたちをつくり、年内のうちに通知カードをとおしてマイナンバーを全国民に知らせると。明けて1月1日からは各末端の町村も含めて、28年1月1日からは条例に基づいた後の活用が実際に始まるということとは間違いないということですのでよろしいですね。ですので、拒否というかたちで受け取りを拒否されている方も本当のことをいうと、もう一応は知らせたと。その方は気づかないけれども、番号はもう付いてますよという解釈で間違いないかというふうなことを念を押して確認したいということと、ICカード含めて、先ほど副町長にご回答いただきましたけれども、今後の活用に応じて、もしくはその利便性に応じて、マイナンバー制度自体、地方自治体としては、今後これを活用し推進していく方向であるという確認をいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今、前段の部分ですけども、ナンバー自体は受け取ろうが受け取るまいが国民全員にナンバーは付番されていると。それは間違いないというふうに考えております。それと先ほどからも言いますように今後についても、自治体の方は国で進めた制度、そして、国の行われる事業、福祉関係なんかそうですけれども、そういうような事業については、1町村だけが反対してそれにのっからないとか、拒否するとかという話になりませんので、うちの立場、自治体の立場からいけば、それを活用して、それにのっていかねばならないというふうに考えておりますので、ただ、今の時点では、先ほども言いましたように福祉関係ですとか、まだ、一部の事業だけにとどまっているということで今後どんどん増えていく可能性は十分ありますし、それについても対応していかなければならないというふうに町としては思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） くどいですけども、活用の中で町、自治体とかそれから国もそうですけども、管理はくどいようですけども、情報的には分割管理されているから、その中での情報漏えいですとか、それに対する心配は100%ないといったら、今の時代ですのでね、どんなことがあっても、詐欺やサイバーテロ、いろんなものが当然起きてくる可能性もあるので言えないかもしれませんが、今はもう最先端を走っている状態であるということの解釈でよろしいかと思ってこの部分、ある意味で逆に言うと小さい部分かもしれませんが、少しでも訓子府町という狭い範囲だけの方でも少しでも理解していただけるように、また上手に行政サイドもそれを活用していただけるようお願いして、この部分の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目に入らせていただきます。

2点目の交通環境の変化とその対策について。

町内の商業環境の変化や施設の新設などにより、交通の動線に変化が生じたり車両自体の速度が速くなる路線が生じることで、もともと危険であった交差点等が、さらに危険度を増しております。そのことの対応についてお尋ねいたしたいと思います。

1点目として、具体的箇所を示しお答えいただく方が楽だと思いますので、具体的箇所として、十勝・オホーツク道、高速道路ですね、高規格道路ですか、の訓子府インターから下りた後の、下りて市街地に向かう信号のない町道との交差点、これが先ほど言った車両速度が速くなるという部分でご理解いただければと。また、商業環境の変化ということ

で、町道東1丁目線と南1条線の交差点等の状況を町としては把握されておりますか。また危険回避の対策はとられているかをお伺いします。

2番目に、前箇所の内、旭町の交差点、これが先ほど言った町道東1丁目、南1条線との交差点ということで、冬場になるとさらに危険度が増し、交通量が増える前からもう既に接触事故が、人身はありませんけれども接触事故が多い箇所でした。努力されているいろいろとビリ砂利をまかれたり、いろいろされているのは知っています。ですけれども現状の対応だけで十分とお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

また、3番目に、町内全域で、町民、住民等が交通事故の不安とか危険を感じた場合の相談に、私が知らないだけかもしれませんが、対応してくださる担当課や、またその対応等についてお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「交通環境の変化とその対策について」3点のお尋ねがございました。

1点目と2点目につきましては、特定箇所の交差点に関するご質問であり、関連しておりますので、合わせてお答えをさせていただきます。

本年11月8日の訓子府インターの供用開始に伴いまして、町内の車の流れにも変化が現れてきていることがうかがえます。

これに伴い、インターと接続する道道北見白糠線の交通量も増加している、また今後さらに増えることが見込まれることから、本年11月6日に北見方面北見警察署長に対し、道道北見白糠線と町道南12線の交差点に信号機設置を要請してきたところであります。

また、本年7月、旭町にショッピングセンターが新たにオープンしましたが、ご質問にあった町道東1丁目線も含め、周辺道路の交通量が増加しており、議員もご存じのとおり、10月23日には、町道東1丁目線と南1条線との交差点で、車両同士の衝突事故が発生しております。

この事故を受け、直ちに翌月号の「まちからのお知らせ」により町民への注意喚起を行ったところでございますが、現在、南1条線の一時停止を意識させるためのゼブラライン設置、車と歩行者の事故防止のための注意喚起を促す看板設置などを検討しているところでございます。

冬場の対応につきましては、交差点だけでなく歩道も含め、降雪量、車両や歩行者の利用実態等に応じて除排雪作業などを行っておりますが、特にこの交差点につきましては、新たな商業施設設置に伴い交通量が増加していることから、除排雪についても状況を見ながら十分注意をしていかなければならないと考えておりますのでご理解願います。

3点目で、町の相談対応をする担当課とその対応についてお尋ねがございました。

交通安全全般に関しましては、総務課であり、除雪も含めた道路施設に関しては建設課となっております。

また、毎年度、町内会などの地域要望等を取りまとめておりますが、その中で、交通安全や道路施設の整備に関する要望も出てきておりますので、さまざまな要望に対して、実施可能なものについてそれぞれ対応しているところであります。

今後においても地域などの意見を聞きながらできる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 今、お答えいただきました、この交通安全等に対しては、前回の議会の一般質問、余湖議員の方からも旧駅舎脇のS字ラインですとか、そういう部分もありましたし、当然対応もされているかと思います。ですけれども現状把握という部分で特になんですけれども、先ほど質問に出しましたけれども、町道東1丁目線、南1条線の区間、これは現状はシティ、ニコットという商業施設により、交通環境が大幅に変わり、来年4月以降、認定こども園、ルートによっては違うかもしれませんが、その経路等含めて、もう1点気になるのは、中学校になるのでしょうか、スクールバスの経過路として、回遊というんでしょうか、通路として利用されていると。非常に認識されて、前半、回答の中にも事故ということがございました。ちょっと伏せておこうと思ったんですけど、事故という話もありましたように、非常に私有地との部分で視界が、私有地、塀によって、非常に視界が不良状況にある。一時停止で出ていく、見えないんですよラインでは。恐る恐る出ていく、右側を気にして恐る恐る出ていったら左のやつに気付かずにドスンとやられる。まして、シティ等の出店により、不案内な方々の流入が増えたということで、速度が上がっていたりですとか、そういう危険予知が非常に難しい箇所と。こういう対応がされてとありましたけれども、そういう箇所がございます。私はたまたまそこに近いものですから、特に如実にそれを感じるんですけれども、まだ町内探せば、そういう箇所が多々あるんじゃないかと。それに対してご回答いただきましたけれども、聞きながらということでご回答いただきましたが、その割にはそういう部分に対する対応が甘いんじゃないかなというふうに思う部分がございます。こういう言い方もなんなんですけども、あそこの路線、縦に両サイドに一応歩道的なものがございます。歩道的なというより歩道ですよ。あれ。東1丁目線というんですか、道道まで抜ける線なんですけども、シティの部分から始まりまして、そこに両サイド歩道がございます。ちょっと逆に質問なんですけども、先ほど先輩議員の方からも質問の中にありましたけども、冬期間の間口じゃないんですけども、道路は除雪してくれます。ですが、あそこは意外と最近、高齢者の方もそうですし、子どもも当然、私もあそこ、ここに通うのに使わせてもらっている。歩道がないんですよ。つまり、車道の排雪をそのまま歩道の上に上げています。しかも固くなったやつを。通学路としての認定にいろんな問題があるのかもしれませんが、当然費用的な問題もあるでしょうし、それをみるときに非常に状況が変わった中で、あのままで案内表示板ですとか、それだけで済む問題なのか。特に冬期間。河端議員の方からもちょっとありましたけども、その間口のところですとか、要は歩道の部分に車道の雪を押し上げていって塊の塀を造り、それを高齢者は歩道部分の雪を自分のところから出られないとかの問題で一生懸命除雪している。そうするとあの部分の町道、交通安全も含めて、悪いですけれども道路安全管理含める管理者は一体どこにあるのかと。これはちょっとあれなのかもしれないですけども、昨日の町長答弁の中に市街地では歩道に雪を投げているという、確かに一部では私も確認しております。ですけれども、そうじゃない、歩道としても通用しなくなっている部分、自分の前に、間口のところに車道部分の積み上げられたものをわざわざ中に運び込むんじゃなくて、私有地に運び込むんじゃなくて、それを両サイドに、歩道部分に分けている現

状も多々あります。さらに当然歩道部分としては活用はされない状況である。それで今まではそれほど埋まらなかったんですけども、足をとられながら歩いているご高齢の方も非常に多く見られますし、交差するのに今までは考えられなかったんです。片側通行みたいにスイスイだったんですけども、この状況が変わったことによって、もう交差するのに、その人のために停止し、また待ってとか、状況を繰り返している。何を聞きたいかというのと、まず一番最初に私有地的にそういうものが死角、不認になっているような場所に対応する方法はないのかと。そして、それに対応していただけないのか。つまり、塀が出っ張っていて、のぞいても見えないんですよ。スクールバスは高い位置からだから見えるでしょう。一般車両は見えません。一時停止側から相当出ていかないと見えません。確認がしにくくなっている状況、私有地で私有物だから対応できないのかということに関してと、それから先ほど雪に対する除雪の仕方に対して、私の道路管理者としてはどうあるべきかという部分でちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 私有地の塀が通行の視認性に障害があるというようなお話がありました。それでまだ地権者の方のご了解も得なければならぬかもしれませんが、視認性の確保という点で言いますと、例えばカーブミラーをですね、北側の南1条線の北側の方のところに設けるとか、そんなことも今、検討して、両サイドから走ってくる車両について確認できるような、東1丁目線を北上するとしたら、そちらを確認できるようなかたちですね、今ちょっと検討しているところということでございます。私有地については、ちょっとこちらの方でどうこうというのなかなか難しいので、そのようなことを対策として検討しているところであります。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 歩道の除雪につきましては、小型ロータリーでやっているんですけども、どうしても2m以上幅がない歩道については、ちょっとできないというような状況がありますので、なかなか全路線の歩道を実施できていないというような状況です。

それとあと大型スーパーができたんですけども、そこについては実は本当に排雪する場所がないということがありまして、それについては、建設している頃からちょっとシティマートとも話しまして、歩道の排雪については、いったん店の中に堆積して、そして店の方で持って行ってもらって按分して支払うというような、一応取り決めをしております。ただそこについては、なかなか排雪のタイミングと今回のように店できれいにやってしまってから、ちょっと間を置いてやるというようなときには、なかなかそれができないんですけども、普段のこれからのシーズンになりましたら大体、除雪と同時にシティマートさんが持っていくというようなかたちになると思いますので、ちょっと今回はあまりうまくいってなかったかもしれませんが、シティマートと連携しながら歩道もきれいにしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 最初の方のミラー設置等検討というかたち、検討というよりももうするというお話でしたので、たまたま私は旭町の部分でお話していますけれども、その他、同じような要件等で苦情が出ている箇所は数か所あるかというふうにお聞きしてい

ますが、私も具体的にはつかまえておりませんので、そこも含めてよろしくお願ひしたい
と思います。

あと今の除雪に関する部分に対して、シティマートさんというお話でされていましたが
ども、私が聞いたかったのは、道路維持管理者として、つまり歩道部分の排雪に対して、
シティさんの部分はそういう部分で按分だということ。つまり、そうしますとその地先に
あたる方々の責任になる場所なんでしょうか。そういう解釈なんですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） ものができて歩く人が当然増えるというような認識の安全対
策ということです。今まで以上に当然あそこは通行量が増えるということは、想定されて
いましたので、それについては、対応させていただいているということ。先ほど言いまし
たとおり全て歩道として夏場歩けても冬は歩けないところがあることは事実ですけれど、
それについては通行量の問題等もありますので、なかなか対応はできない。ただ排雪とか、
そういったところでなるべくそういう事故がないように、小まめな排雪については状況
を見ながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 一応そうしますと基本的には道路維持管理者の方で、それなり
の安全確保をする義務があるという解釈でよろしいですね。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） うちが管理している部分については、町が当然管理するとい
うことになると思います。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） これは先ほどシティの部分だけではなくて、道路の部分から小
口、特に高齢者ということで河端議員も言うておりました。重くなった雪なんですよ、
氷というんでしょうかね、間口の方に、若いうちは私だとかはそれは文句言いながらも
やりますよ、本当にできない。それをそのまま置いていく状況。先ほどの繰り返しになり
ますが、協力いただきたいという部分もわかります。そこまで手を伸ばせられない。人
権費、車両、油代含めていろんなものを考えて手が回らないんだという行政のあれもわか
りますが、ただ一つだけ、交通量が変わったと認識されていたとすれば、交通量の激しく
なった場所の対応として即座に動くような箇所として、今までの場所とは違うという認識
でされてもいいんじゃないかと思って質問させてもらっておりますので、今後ご検討いた
だきたい。つまりシティの目の前だけじゃないんです。シティから道道まで抜ける路線、
もしくはあそこに道道上の歩道の部分の通行路として悪いのかもしれない。それによっ
て戻られてきているのかもしれないんですけども、中線である南12号線に歩く方が多く入
ってこられているという現状も含めて、もう少しそこら辺に対する対応もお考えいただき
たいというふうに思います。また状況的に管理されている中で、そこだけではない、例え
ば西幸町の冬場の時期、町道なんでしょうけども、非常に幅が狭くてですね、高校生なん
かの通学に、広いところを歩いていけばいいのに、高校生って意外と近道って通るんでき
しょうね。そういう狭い幅のところに入っていく。冬期間ですけども、車1台入ってきたら、
もうそれで逆に車1台が下がるような路線もおそらく心当たりあると思いますけども、実
際にございます。地先の方はそれを自分の努力で少しでも広げようとしてママさんダンプ

で空き地へ自分で排雪されていると。ですから、極端な話で言うと先ほどの旭町の箇所におかれましても、そういう交通障害のために一切言わずに、この間の積雪でも自己費用を払ってコーナ一の部分の排雪をされた方もいらっしゃると思います。常にその方はそのように心がけられて、自分のだけではなくてというかたちで、そこの部分の歩道部分の排雪も自己負担でされています。それから管理者として、そういう部分も含めて、手が回らないし、それは重々理解できます。でもそれに対して何らかのねぎらいであり謝礼とは言いませんけれども、感謝のかたちでも何か表明するような、「もう見えます。いつもありがとうございます」みたいな表示がないと、やられている方々も段々※_____と思いますので、そこら辺のお考えはどうかというふうにお聞きしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 除雪につきましては、当然、町の仕事としてやっておりますけど、もちろん皆さんの協力がなければ成り立たないということです。これについては、お互いといいますか、町だけで全部やれるものではないので、そこら辺は心の中では当然感謝していますので、これはお互いに少し負担をしながら、やらざるを得ないものではないのかなというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 私もそんなに嫌味で言っているつもりもありませんし、ただ、やってくださっている方々に対して、そういうかたちの中に見える言葉だけかもしれませんが、巡回されている方でも例えば「いやあ、いつもすみません」とか、一言でもいいと思います。町民としても、自分らも今、課長がおっしゃったように、そういう気持ちもあるんです。一緒になって町とやっていこうと。でもやっぱり体力やいろんなものが出てきたり、そういう問題が出てきたときに、やっぱり愚痴もこぼしたくなるし、「なんでしないんだよ」と言いたくなる方も、そこら辺をお酌み取りいただいて対応としてももう少し当たり方といいますか、感謝状を送れとまでは言いませんけれども、そのような何か動きがあれば町民の部分の気持ちも変わるんじゃないかなというふうに思います。重ねて申ししますが、私がこの一般質問で通告書を提出した翌日にあの十字路のところ、すぐ総務課の方が来られて写真撮影されて状況把握されていったように思います。ただ状況把握が必要なんじゃなくて、その後の措置が、ということですがその後でビリ砂利もまいていきました。季節としては全然違う時期ですので、それなりの努力は鋭意されているというふうに思います。ですが、現状の問題解決には至っていないということをご理解いただいて、改めて内部で検討していただけないでしょうかということをお願いとさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 除雪だけではなくて、いろんな道路の清掃ですとか、日頃から町民の皆さんには道路環境の整備についてご協力いただいて、これについては担当課だけではなくて、町としても感謝しております。ただいま、翌日総務課の職員が状況把握していたということで、それは私が指示してちょっとやったんですけども、今、予算の編成段階でありまして、来年度予算に向けてですね、ここの回答の中にもありました例えばゼブララインですとか、そういったものも含めてですね、先ほど言ったカーブミラーの設置の可能性の有無も含めまして、そういったものを対応してまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 私も十分大変さ等含めて理解していないわけではございませんけど、本当にやさしいまちづくりは福祉だけではございません。環境含めて、やはりその部分において、緊急性を要するものに対してはそれ相応の対応等を望みまして、これで一般質問の方を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時 3分

再開 午後 3時15分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森信夫です。通告書に従い、一般質問をいたします。

T P P大筋合意について、町長に伺います。

環太平洋連携協定交渉は、10月5日大筋合意しました。日本政府が打ち出した交渉結果に対し農林水産業者はもとより各方面より国民の疑念は深まっております。このT P P交渉結果に対して伺います。

一つ、T P P交渉に対する日本政府の説明不足を感じます。町民の不安、疑心暗鬼にどう対応するのか伺います。

二つ、これから将来の訓子府を担っていく担い手に対する5年、7年、10年後の関税撤廃に対する数多くの諸問題が想定されます。本町としての施策について伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「T P P大筋合意について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「T P P交渉に対する日本政府の説明不足、町民の不安、疑心暗鬼にどう対応するのか」についてのお尋ねであります。大筋合意後にまず札幌で開催された説明会では、水田および畑作、園芸、畜産の3分野に分けて合意内容の説明がありましたが、概要のみにとどまりまして、その後、農産物に関するより詳細な合意内容公表までにはしばらく時間を要し、そういった対応に不満の声が上がっていることを認識しているところでございます。

また、農業関係機関に対する説明会以外に農業者を対象とした説明会が開催されているものの一部にとどまっており、いまだに説明が不十分であると感じておりますので、国に対して合意内容の全面公開と農業者への十分な説明を要請してまいりたいと考えております。

さらに、合意による重要5品目への影響部分に関して、引き続き再生産が可能となるような所得補償をはじめとする体質強化策を積極的に要請してまいりたいと思います。

次に、2点目の「中長期的な関税撤廃により数多くの諸問題が想定されるが、これから将来の訓子府を担っていく担い手に対する本町としての施策」についてのお尋ねでありま

すが、ＴＰＰに関しては工藤議員の質疑の際にも答弁しましたとおり、その動向を見極めながら、北海道、関係市町村、ＪＡきたみらいとも連携し、検討してまいりたいと考えております。

また、ＴＰＰに限らず、本町農業の課題として農業経営者の高齢化、担い手不足などによる農家戸数の減少や遊休農地の発生等が懸念される中で、就農者支援をはじめとする施策を積極的に展開していく考えであり、農業従事者の確保ならびに人材を育成してまいりたいと思います。

以上、２点についてお答えをしましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○８番（西森信夫君） １０月５日にＴＰＰ交渉大筋合意から毎日のごとく報道される関税撤廃論、２か月過ぎても新聞報道はやみません。非常に不安が重視され、解消されず増すばかりです。異常とも言うべき社会問題となっています。また国の説明不足を感じます。ＴＰＰ関税撤廃に関しましては全ての農林水産物の８割が最終的に関税撤廃される。重要品目も３割で関税をなくす。ＴＰＰは全ての関税の撤廃が原則で対象が広範囲に及びます。自動車など工業品目も含めた全品目で関税撤廃する割合は９５％で過去最高になります。農林水産物は８１％にあたる１，９８５品目の関税を最終的に撤廃する。野菜は全て関税がなくなる。全農産物の半数がＴＰＰ発行時に即時撤廃される。こういう非常に厳しいＴＰＰ交渉の結果となっております。日本政府は自動車、工業製品、加工業、ＩＴ産業など、さまざまな輸出品の関税撤廃による国益を考えていて、その交渉の中で我が町はもとより、北海道が産地となる農林水産業の２，３２８品目のうち８割の関税を撤廃し、半数を即時に撤廃する。いわば国益のためなら農林水産業を犠牲にしても構わないという交渉内容で大筋合意をしました。また交渉の状況を一切公表しなかった。これらの件に関して町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日の工藤議員に対する質問とも重複する部分もあると思いますけれども、私はいろんな意味で問題点というのは、これは西森議員がおっしゃるとおり問題を持っているというふうに考えている一人でございます。とりわけ情報の公開はこのＴＰＰの審議ならびに結論を見てもおわかりだと思いますけれども、ほとんどされていない。そして結果についても小出しのような関係が出てくる。そして７年後、１０年後には、また今の関税が守られている部分についても見直しを図るだなんてことが後から起きてくるという状況がもう出ています。各地域の農業団体に対する説明会は行っておりますけれども、残念ながら市町村長に対するこのＴＰＰに対する基本的な考え方、それから状況はどういうことなのかということの一切の説明がないというのが現状です。私どもは、私はと言った方がいいのでしょうか、少なからず農業新聞やあるいは我が家でとっている朝日新聞や道新なんかの切り抜きをしながら、この今のＴＰＰの状況をやはり非常に問題なのではないのかというふうに捉えておりますので、これらは改めて、昨日も申し上げましたとおりアメリカの大統領選挙は来年の１１月ということですから、それまでに国会の批准等が当然、国会の決議等がございますので、やはり改めて全体を明らかにしていただきながら、その上で私どもが積極的な意見を申し上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。問題点はもう言うまでもなくたくさんございます。識者が指摘しているよう

に、まず食の安全が保たれるのかと。これは環境基準からいっても日本の環境基準というか、それから見たらアメリカなんていうのは非常に甘い。こういったことで食の安全が守られるかどうかということも大変私は気にしている問題であります。そして、さらにまたこの I S D S というこの条項が経済の民間企業というか民間のグローバルな企業たちが犯しているいろんなさまざまな問題について国がまた保護的なことをやると、それに対して訴えることができるということですから、我々の地方自治や国の食に対する主権という問題が非常に危険な状態に私は置かれていくのではないのかなというふうなことを考えますし、もちろん医療の自由診療の問題や、保険の問題、それから今言った I S D S のある意味では大企業が儲かるような仕組みがやっぱり明確だというふうに私は捉えています。さらに申し上げますと、やはり何と言ってもこれは T P P のあれは秘密ということがですね、私はすごく問題点をはらんでいるのではないのかなと思います。その点で言うと西森議員がある意味では、お怒りになるというか、不満という状況というのは、私自身も共通する認識だというふうに思っています。参考のために時間があまりありませんから、私が入手している内閣府と東京大学の農学部鈴木教授の試算の状況からいいますと、例えば T P P 大筋合意の日本経済への影響の算定試算というのが出ております。GDP の増加率でいくと、大筋合意では 0.069%、全面の関税撤廃で 0.184% ですから、GDP の増加率もかなり減ってきている。それから農林水産物の増加額は全面関税撤廃とした場合はどうなのかという点では 2.1 億円だったのが大筋合意で 1 兆円は間違いなく関税の大筋合意によって影響が出てくるだろうと。それから食料加工品の生産増加額でいくと全面関税撤廃の場合は 2.1 億円だったのが 1.5 兆円は影響が出てくると。それから最も期待されていた自動車生産増加額ですけれども、全面関税撤廃されたら日本の自動車産業は 2.8 兆円のプラスになるんだという試算をしておりましたが、どうやらそれもアメリカやいろんな国の抵抗があつて思うように自由化というのは、撤廃というのはいまうまくいっていない。だからこの T P P の大筋合意が日本の経済に非常に影響があるという、プラスになるんだという宣伝はしていましたが、実際に自動車生産の増加額をみてもマイナスの 0.4 兆円になっていくということですから、総体としてもこの T P P の合意が果たして本当に国益にかなっているのかどうかということも含めて私は疑問を呈さなければならぬ。単なる農業だけではなくて、やはり先ほど言いました保険や医療、そして薬の問題やいろんな問題含めてですね、情報を明らかにしながら国民的な議論をしていく必要があるというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8 番（西森信夫君） T P P 問題が発表されて、この問題を考えると私は元々農業ですから日本で農業をやっているということで、2 年前に経営移譲をしているんですが、将来のことを考えると、やはり後継者等のことを考えると非常に毎日眠れないような状況でありました。私はこう発言できる、T P P に関して発言できるのは、この議会だけであつて、道庁にも国会にも行って知事や国会議員に簡単に会って話すという、困っているんだと訴えることにはなりません。唯一今日のこの場所で町民の方々、農民一人一人の声を発言できる場だと思っています。町政執行者の町長には実情を理解していただき、関係省庁ならびにこの状況を国政に訴えていただきたい。町民に不利益とならないよう方策をとっていただきたいというふうに考えます。また農政の不信感、それから現政権への怒りと

いうことも当然ありますが、今はそう感じてはいないＴＰＰ問題もじわじわと各所に関税撤廃の影響が出てきて、この町で生活ができなくなるのではという心配と、また収入がなくなるのではとの心配があります。この町民が非常に農業だけでなく、関連産業含めて不安を抱いている。口に出さなくてもやはり不安を抱いている。これに対してやはり町、町政執行者、町長としてのこれからとるべきだろう施策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） どうも雰囲気的には全中、自由民主党、それからＪＡ関係もどうもやはり条件闘争に入ってきている。これはいろんな農業新聞を見ても明らかですし、各報道なんかを見ても明らかでございますので、少なからずやはりこのＴＰＰに関して情報を明確に公開をすべきだと。こういう声はやはり出していかなければならないだろうと。それから私はかつて高橋俊一さんが組合長のときに日豪ＥＰＡ（経済連携協定）の断固反対の集会を北見駅前で行った記憶がございますし、その後の日米ＦＴＡ（自由貿易協定）についても反対をしておりました。いつの間にか１０年もたたないうちに、それよりもっと日本の構造全体を変えていくような、このＴＰＰに対しても非常に物腰が弱いなという感じを率直に言いまして私はもっています。私は市町村長の中でも原則的にこういったことに対する農民の農家の方々の声をきちんと伝えなければいけないということで発言もしてきましたけれども、私はそういう点ではこれからのですね、やはり訴えていく必要があるし、自給率の向上含めてですね、農業を国の産業としてやはりちゃんと守っていくということの意味でもＴＰＰのありようをもう一回議論する必要があるのではないのか。とりわけ私はもちろんそうですけれども、ぜひまた新たな議会で議決としてですね、議長の名で従来２度ほどやっていると思いますけれども、私は議会にも各省庁や内閣総理大臣に対するＴＰＰの今の状況について意見書を出していただきたいという願いでもございます。もちろんその後、今のご質問にもありましたように訓子府町としてどうするのかということでもあります。体を張ってでも若者たちが農業をやっていくことに対する不安感を与えないような努力を町長としては全面的に実施していきたいと。今、具体的にじゃあ何をするのかというと、それはまだ即答はできませんけれども、少なからず私は今、２７年度補正と２８年度当初予算でさまざまな政策を打ち出していますから、やはり農業者の方たちが安心して農業をできるような予算獲得のために、やはり全力投球をしていかなければいけないだろうということが、まず一つであります。

それから、これからの農業をどうするのかということを含めて、やはり消費者との関連のことをやはりもうちょっと強くしていかなければならないとか、いろんな思いはありますけれども、改めてこれはＪＡきたみらいや関連関係団体とも一緒になってこうした声を上げながら地域農業全体を高めていくということを進めていかなければならないと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○８番（西森信夫君） 町長から大変前向きな答弁をいただきましたが、本町の担い手、せっかく農業の担い手となりＵターン、Ｉターンで、ぜひ訓子府町、本町で農業をやりたいということで後継者が大変多く育っている本町です。その本町が根幹から崩れだすＴＰＰ問題だと考えます。コメ、麦、ビート、馬鈴しょ、玉ねぎ、これらは本町の本当の基幹作物であります。関税撤廃され安価な外国農産物との競争の土俵に上がっては負けるのは

目に見えています。その過度期に立たされている農業が駄目になれば商工業も飲食業も全てが、町が崩壊する。本町の担い手後継者に対する町長の見解を伺うとともに、先ほど、これからＪＡきたみらいなど関係機関との話し合いをもって将来の農業をどうするのかという答弁をいただきましたが、やはり若者に対して定着できるような政策をぜひ町長にとっていただきたいなというふうに思います。町長の雑ばくな今の感想を一言お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今回、提案させてというよりも条例の説明をさせていただきましたけれども、ある意味では新規就農者に対する、農業者に対する支援もやはりカードを切っていかなければいけないと思っています。

それから若者が改めて後継者として、農業経営に参入してくるといいでしょうか、後継者としてスタートするときの祝い金も含めた、まずは町としても激励していくんだよということをやはりこれから最大限に生かしていかなければいけないのではないかと。

それから、ＴＭＲ関係でいいますと、北訓やいろんなところが、一つは開盛で行っているそういったものも非常に成果を上げているところでございますので、こういったことにも力を貸していきたいと思ひますし、当然でありますけれども、農業基盤をはじめとしている事業をできるだけ前に進めていかなければいけないだろうと。少なからずやはり生産額を上げて安心してやっていけるような。さらに６次産業化についても、いろんな芽が出てきておりますので、これは消費者とも結びつきを高めながら、農業がより一層地域に支持されていくような農業というのを、どうやってつくっていくのかということ。これはＪＡきたみらいも含めてですね、一緒になってやっていかなければいけないというふうに思っています。今の段階で小麦でいいますと２０３０年ですから、地方消滅がいわれている３０年のときの自給率は今からみても大体もう９．８５ぐらいの維持しかならない。大豆でいったら６％、野菜でいったら５２％、今７１．なんぼあるんですけど、それから、果樹なんかにしても３０．１％ぐらいまで自給率が落ちてくるだろう。馬鈴薯も今６０．３５ですけども４３．８９だと。生乳も６４．２２が５６．６２だと。牛肉も３７．６４の自給率から２７．１９だと。豚肉も３４．４６から１０．９６だと。鶏肉は４９．７２から２１．２３ですけど、これ軒並み自給率が落ちてくるんですよ。これ今４０少々を切る自給率ですけども、おそらく２０３０年度ＴＰＰが完全実施になっていったら、このままでいったら自給率はやはり２０％ぐらいになってしまうのではないかとというふうに私は踏んでいますので、何としても声を届けていきたいというふうに考えていますし、そして、着実に私どもの担い手対策を進めていきたいと考えているところであります。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○８番（西森信夫君） ただいま、町長の答弁にありました自給率２０％、これは私も１８から２０％に落ちるだろうと非常に危惧をするところであります。また町長の話にもありましたが、ＴＰＰ交渉にはＪＡ、全農中央会が非常に当初反対をしておりました。昨今、反対を唱えるのが農民連盟団体、それからＪＡはあまり口を大きく開かない。反対闘争をやりません。なぜかという、やはりＪＡ、全農は実を取る。やはり国の政策に従いつつ、本来であれば入れてもらっては困る。しかし、あまり反対すると農業予算がつかない。非常にジレンマがここに起きております。やはり本町もそこら辺、他町村、北海道の他町村、自治体と足並みを揃え、不利益を被らないような施策をとっていただきたい。そして、若

者が本町から去らない政策を考えてほしい。これを町長にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全く西森議員のおっしゃるとおりでございますので、それらについては、心して私ども職員も含めて具体的な政策的な提案も含めてこれから進めていかなければならないと思います。

最初に戻りますけども、私は5月20日のTPP交渉をめぐって北海道農民連盟が道内の市町村長130数名の市町村長のTPP反対の署名を代表して私は町長の一人として農水大臣に要請に直接お会いしたいということで行ってまいりました。その時、政務官が中川郁子さんでございましたので、政務官に次の点について、私は強く彼女に申し上げたところであります。1点は、TPP国会決議の遵守を先頭に立っていただきたいということが1点目であります。2点目は、地域農業のみならず地方自治の崩壊につながるTPPは公約に掲げた代議士の政治生命に関わる大事な問題だと。3点目は、豊かな農村や農業の発展は自由民主党にとっても国是であり、食料自給率の向上をはじめ、農業基盤整備、土地改良事業の予算確保を後退させてはならないということを申し上げました。4点目です。最近の農業政策、国の農業政策は例えば農業委員の公選制を廃して任命制にしていく。それから耕作者主義を廃した土地管理制度、農協組織の一方的な改組等々、農業の実態や農業者の要望からかけ離れていると私は理解していますと。もっと農業者の生活や声に寄り添っていただきたいという要望をしました。私はこの姿勢はこれからも変えない。変えるつもりはありませんし、言うべきことは言うし、そしてまたお願いすべきことはお願いしながら先頭に立っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8番（西森信夫君） 大変力強い答弁をいただきましたが、国、政府、また衆議院議員、農林水産省に対する陳情ならびにお願いに関しまして、町長に町を代表してやはり実情を伝えていただきたいということをもって、この質問を終わりたいと思います。

質問を変えたいと思います。

2点目のいじめ対策についての質問を教育長にしたいと思います。

文部科学省が10月公表した問題行動調査結果によると、2014年度全国の小学校が認知したいじめの数が小学校で12万2,721件で「1985年の調査開始以降最多となった」との報道がされました。いじめは子どもの心に大きな傷となり両親、家族の苦しみともなります。本町の学校教育におけるいじめ対策について伺います。

1点目、本町の小学校、中学校におけるいじめの報告はありますか。

2点目、いじめが発生したときの対処方法を伺います。

3点目、いじめ対策は講じていますか。その方法、手順を伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「いじめ対策について」3点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「本町の小学校、中学校におけるいじめの報告」についてのお尋ねですが、いじめ問題の対応については、各学校で実施している年2回のアンケート調査や日々の見守りを実施する中で、学校では担任だけではなく全教職員が子どもたちに目を配り、学校全

体で児童・生徒の変化やシグナルを見逃さないように観察することで、いじめの確認および未然防止に努めているところです。

本年6月に実施したアンケートでは、いじめの認知件数に該当する報告はありませんでしたが、いじめは「どこの学校でも起こりうるもの」という危機意識を持って、きめ細やかな対応に努めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「いじめが発生したときの対処法」についてのお尋ねですが、いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒に対して、学級担任や他の教職員が事情を聞くなど、学校全体で組織的な対応をとることとし、その後も面談等を継続しながら心のケアを図るなど適切な対応と支援を行ってまいります。

また、保護者に対しては家庭訪問を行いながら、事情の説明および学校の基本方針を伝えることなどにより、学校と家庭とが相互理解を深めていくことに努めてまいります。

いじめが発生した場合は、学校全体が組織的に取り組み、学校および教育委員会が家庭や地域と情報の共有、さらには連携を図りながら、早期解決に努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の「いじめ対策の方法や手順」についてのお尋ねですが、本町では、昨年策定いたしました「訓子府町いじめ防止基本方針」および各学校での「いじめ防止基本方針」に基づき校内組織の設置、いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処について、具体的な対応を定めているところです。

また、いじめの問題の対応としては「いじめに関するアンケート調査」のほか、日常的な教職員によるきめ細かな観察、相談、さらには、生涯学習アドバイザー等と連携を密にした素早い対応など、継続的に学校と連携し、解消が図れるまで対応してまいります。

また、教育委員会としても、学校との情報共有が最も大切と考えており、定例校長会議および随時の会議などを通じて、いじめ問題を含めて日頃から情報交換を行っているところです。

今後も学校・家庭・地域と連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま、教育長から本町においては、いじめはないという答えをいただきました。非常にうれしい答えをいただきました。ただ、文科省は「全ての学校にいじめがあると考えている」と言っています。2014年度全国の小中高で認知されたいじめ総件数が前年度より2,254件多い18万8,057件、1985年度の調査開始以来最多となったと報道されております。道内の小学校におきましては横ばいであると。ただ表面化していない問題もあると。高学年を中心にスマートフォンなどでのインターネット上のやりとりもいじめの温床になりかねない。またいじめ問題に関しては先生の相談に抵抗を感じている子どももいて、これに関しては学校側に相談の場を充実させる必要があるのではないかというふうに思いますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 文科省が発表した認知件数は議員おっしゃったように小学校で

12万何千件でございまして、先ほど私もお答えした全国的に行われているいじめのアンケート調査における認知件数という部分では、本年6月の本町の小中学校においては該当するものがなかったという報告を受けておりますが、私自身もやはり表面化しないいじめは潜在的にはあるものだと思っておりますし、このアンケート調査だけではないなかでも先生に相談したりとか、いろんなケースもございまして、全く本町の中でないという認識ではまずないということをご理解いただきたいと思います。それと先生に対する信頼関係のお話もされたと思いますが、私自身も日頃からやはりなんでも話せる雰囲気づくりというのが大切だと思っておりますので、先ほど申し上げたように、担任だけではなく教職員全体の中での見守りを図りながらアンテナを張り巡らせてですね、早期発見に努めていくような体制に学校も努めているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8番（西森信夫君） 本町で万が一いじめが発生したときの対処方法なんですが、いじめがどこかで起きて報道されたときに必ずテレビに出て言う校長、教育長の言葉に「知らなかった。把握していなかった」との説明が大変多い。いじめによる悲惨な結果を招かない前に、事前の対策をとるべきではないのかなと非常に思っております。対策も先ほど教育長から、こういうことをやっているという回答がなされましたが、これに関して、やはり起きないとわからない。起きないと対処しないではなくて、事前にやはりこういう対策をとるべきかなというふうに思いますが、この件に関しての教育長の見解をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 大津のいじめに係る自殺事件に関連して国は平成25年にいじめ防止推進対策法というものをつくりまして、それに基づいた中で各自治体なり各学校の役割というものを、方針を示したところです。私も先ほどお答えしたようにそれに基づきまして昨年は訓子府町のいじめ防止基本方針をつくり、各学校も各学校のいじめ対応に対する基本方針をつくった中できめ細やかな具体的な対策を立てているところでございます。それで万が一いじめが起きた場合の対応については、先ほどもお話ししましたように、私自身はやはり情報共有が一番大事だと思っておりますので、各学校なり校長を通じて各教職員にもお話しているのは、いじめの相談や事実があったときはですね、軽く捉えたりすることなく、やはりその状況を把握した中で素早い対応が必要だというふうにお話もさせていただいておりますので、そのような中でどのような状況が起きたのかということ把握しながら先ほど来言葉の繰り返しになりますけど、いじめ防止なり早期発見、早期対応について努めているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森議員、少々お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

西森議員。

○8番（西森信夫君） もう少しで終わりたいと思いますが、万が一いじめが起これば、

本町のような、訓子府町のような小さな町では大変な問題になります。啓蒙、予防策の充実を考えるべきだし、その見解もお伺いしたい。また最後に現代の子どもたちが、この時代にあった健全な育ち方ができるよう、また、いじめ問題が起きないように施策を考えていただきたい。このように思います。やはり、先ほどからの教育長の答弁によりますと、いじめを軽く捉えないで状況を把握して対処していきたいと。父兄とも連携をとりながらやっていきたいという力強いお言葉をいただきましたが、起こってしまって、子どもたちが悲惨な状況になってからでは遅いということでございますので、再度、決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いずれの全国的ないじめの問題に対する報道等を見ていると、議員がおっしゃるように、起きてしまったからその事実を知ったりしたという事案を含めて対応が後手に回ったという部分が一番大きな問題に発展しているという部分ではないかと私自身も思っております。それで啓蒙も含めてという部分もございますし、一番やはりいじめの原因そのもので申し上げますと、やはり子どもの対人関係の問題だったり、例えばその子どもが思いやりに多少欠けていた部分とか、例えば家庭のしつけの問題だとか、それとか社会的風潮の中、複合的に絡んだ中でいじめは起きているのではないかと私自身も認識しているところでございますので、その中でやはりコミュニケーションなりが一番大事な部分だというふうに捉えているところでございます。そのような中で子どもたちの日頃からの変化をキャッチしながらですね、子どもたちが発するＳＯＳをつかみとって問題の芽を早く摘み取るような、それといじめはいつでもどこでも起こり得るという認識の中で、学校だけ、教育委員会だけではやはり足りない部分もございますので、家庭や地域とも協力しながら十分連携し、訓子府町の中で不幸にもいじめに遭うような子が一人でも起きないように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○８番（西森信夫君） 最後の要望になりますが、現在やはりいじめで困っている子どももいると思います。この困っている問題を相談できるところ、例えば学校であり、親であり、そういう機関であり、いろいろあると思います。ところが子どもたちにとって、どこにも相談できないケースも出てきようかと思います。やはり教育委員会、教育長が主体となって、やはり何か子どもが実際に困ったときには駆け込める場所をきちんと町として明示すべきではないかというふうに思います。最後に町長の見解をひとつよろしく願います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員がご指摘のとおり、いじめ等があってはならないというのは誰しもが皆思っている状況であります。実は全国的な状況の中で教育委員会の対応が遅いと。それから「知りませんでした。把握していませんでした」ということの中で大阪等を中心にしながら教育委員会制度の改正の問題が出てまいりました。これはそのこと自体が私は正しいとは思ってもいませんけれども、しかし、指摘されても仕方がない部分というのは全国的な状況の中にはあるのではないのかと。改めてこれは教育総合会議や教育大綱等を今、私どもの方で作成しておりますので、教育委員会や、あるいは教育長、教育委員

長、教育委員さんたちも一緒にしながら町を挙げてこういったことを未然に防ぐ。そういう関係をこの制度を契機にしながら今年度からスタートしている状況でございます。町としても教育委員会を中心とするそういった対応に対して何とかそれを未然に防ぐ、あるいは啓蒙活動を進めていくことということが大事なのではないかと。例えば私のところに「町長、実はうちの子どもいじめられている」とか、いろんなことがあります。相談される。過去、今までの中で。私は即、歴代教育長に言います。こういう話がきているけれども、事実を確認していただきたいと。それから学校の対応はどうかと。これらの問題については、どういうふうにしなければいけないのかということは、それは全面的には学校を中心としながら、教育委員会にお任せしますということを言いますが、まず、そういう点で言いますと、相互の関係を町と教育行政、これらも今まで以上にきっちりしていかなければいけないというのが一つあります。

それから、まだこれも予算審議になりますけども、今、教育専門員を1人配置して、これは歴代で言いますと、私が教育委員会の職員時代に小林新一先生を最初にしなが、歴代ずっと相談制度を設けております。できれば、これは議会のお許しをいただきながら、指導主事的な役割を担った職員を教育委員会に配置したいと思っています。より専門的に、より具体的に相談機能と学校とのコミュニケーションを大切にするという職を設けながら全体的にやはりいじめの問題、あるいは教育の環境の向上のために行政としてもできることをやっていきたいと思っていますので、また議会にもお力添えをいただきながら、ご理解をいただかなければならない状況が出てくると思いますので、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） 問題が起きる前に本町もいじめ防止条例の施行が必要ではないかと考えますし、未然に防ぐ対策をお願いし質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 8番、西森信夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時00分